

第11期

2024年度

社会福祉士通信課程

短期養成コース

入学案内

入学申込受付

2023年11月13日(月)～

社会福祉法人 **全国社会福祉協議会**
中央福祉学院

本課程の特色

社会福祉士短期養成校の中で受講者数・合格者数は**全国1位**

受講者は、全国の社会福祉士短期養成校の中で最も多く、前回の第35回社会福祉士国家試験では、短期養成施設の中で最多の201人の合格者（合格率53.6%・同年度修了者）が生まれました。

働きながら学ぶ・国家資格取得を目指す

- ・土日を中心にスクーリング
- ・選べる4会場（東京・神戸・福岡・ロフォス）
- ・相談援助業務をしながら確実に学べる（注）
- ・社会福祉主事養成機関修了後、さらなるステップアップができる

充実した国家試験対策

- ・国家試験に頻出項目の情報提供（メールニュース・試験対策教材）
- ・オプションで試験対策講座や模擬試験（複数回）を実施

相談援助に熟知した 多彩な講師陣による指導

- ・ソーシャルワーカーとしての力量を磨く、実践事例に基づいた演習内容による学び
- ・演習とレポートを組み合わせ、インプット・アウトプットを繰り返す学習

経済的負担を軽減

- ・専門実践教育訓練給付金制度の厚生労働大臣指定講座。（受講料の一部について公共職業安定所から支給される制度です。詳細は14、15ページを参照）
- ・入学選考料免除となる所属長推薦申込制度有り

（注）中央福祉学院でソーシャルワーカーの基礎資格となる社会福祉主事資格認定通信課程を受講（1年間）し、修了後、ソーシャルワーカーとして2年間の相談援助実務経験を経れば、社会福祉士短期養成課程（9か月）に入学・修了することで社会福祉士国家試験受験資格を得ることができます。

**社会福祉主事養成機関修了後、相談援助実務経験が2年以上ある方、
児童福祉司・査察指導員・身体障害者福祉司・知的障害者福祉司・
老人福祉指導主事の実務経験が4年以上ある方の**

入学をお待ちしています

専門職としての私を高めていく

～働きながら国家資格「社会福祉士」を目指すみなさんへ～

社会福祉士は日本のソーシャルワーカーの国家資格として位置付けられ、現在、大学をはじめとする養成校や、様々な福祉現場で働く方々が受講される本学院等により養成課程が設けられています。

近年、我が国の福祉政策においては、地域共生社会の実現が理念として掲げられ、地域包括ケアシステムの確立、包括的な支援体制の構築が目指されています。これにより、高齢、障害、児童、生活困窮をはじめとする各社会福祉分野の確実な実施とともに関係分野を横断し、これらを総合的にとらえ、包括的な相談支援体制づくりと地域づくりが各地の市町村ですすめられようとしています。

また、人口減少とともに、介護のみならず、社会福祉、そして多くの産業分野の担い手が不足する中で、運営管理や社会資源の創生、調整、開発も多くの地域で喫緊の課題となっています。

こうした中で期待されるのが社会福祉士です。ソーシャルワークの専門職である社会福祉士には、その名の通り「社会福祉」を推進するために、広い視野で社会を俯瞰しつつ個別の生活・くらしも見つめ、個別支援、体制構築などさまざまな方法を駆使して、一人ひとりが生き生きと暮らせる環境を整えていく働きが求められています。

本学院では、皆さんがこうした期待に応えられる社会福祉士になっていけるよう、経験豊富な講師陣による通信指導、講師と受講者同士とのやり取りを通じて実践と理論を結び付けていく面接授業を提供するとともに、国家試験対策にもきめ細やかに取り組んでいきます。

そして、期待に応える社会福祉士になっていくため、本課程の入学にあたっては、次のような意欲を持った方の入学をお待ちしております。

- 自身のこれまでの取り組みを振り返り、より良いソーシャルワーク実践をしたい
- 時代の変化に対応し、新たな取り組みも実現できる力をつけたい
- 本人主体のくらしを支えることを目指し、多分野・多職種・多機関での協働実践を進めたい
- 地域やコミュニティでのケア・支え合いを促進したい
- 他の受講生や講師と積極的に交流し、研鑽し、高め合いたい
- 他者を尊重し、柔軟な姿勢でいたい

働きながら中央福祉学院・社会福祉士通信課程で学び、より高いソーシャルワーク実践力を磨き、国家資格「社会福祉士」の取得を目指しませんか？

出願から合格までの流れ

出願
選考

11月～

推薦申込

【フォーム入力】
◇入学申込フォーム

【郵送】
○チェックリスト表
○実務経験証明書や卒業証明書
○推薦状

※入学要件により、必要な書類が異なりますので、詳しくはP.45をご覧ください。

一般申込

【フォーム入力】
◇入学申込フォーム

【郵送】
○チェックリスト表
○実務経験証明書や卒業証明書
○入学選考料5,100円領収書のコピー

※入学要件により、必要な書類が異なりますので、詳しくはP.45をご覧ください。

1月～
3月20日

授業料の納入

4月

教材の受け取り

4月16日

オリエンテーション

入学
学習開始

4月～

科目学習
(各科目のレポート作成、
面接授業等)

国家試験勉強

卒業

1月15日

卒業

受験

2月

社会福祉士国家試験受験

合格・社会福祉士登録

も く じ

1. 2024年度社会福祉士短期通信課程受講者募集概要	4
2. 学習内容について	7
3. 教育訓練給付制度について	14
4. 入学資格要件および入学申込手続き（詳細目次）	17
① 入学資格	18
② 実務経験の申告	20
③ 入学申込手続き	45
④ 入学申込	55

1. 2024年度社会福祉士短期通信課程受講者募集概要

1. 目的

本通信課程は、社会福祉士として必要な専門の学術の理論および応用について教授し、法に定める社会福祉士国家試験の受験資格を与え、社会福祉士を養成し社会福祉の向上に寄与することを目的とします。

2. 定員

560名（受講者について地域の制限はありません）

3. 修業期間

2024年4月16日から2025年1月15日まで

9か月間

4. 授業料等（金額はいずれも税込）

入学選考料	5,100円	入学申込時に納入 ただし推薦申込の場合は免除
授業料	188,400円	教材費〔テキスト代・14巻分〕を含む
実習指導料	350,000円	「ソーシャルワーク実習」が必要な方のみ

5. 授業内容

科目	授業	修了要件
社会福祉の原理と政策 地域福祉と包括的支援体制 ソーシャルワークの理論と方法	通信授業	レポート合格
ソーシャルワーク演習（専門）	通信授業 面接授業（スクーリング）	レポート合格 全日程出席

6. 使用教材

テキスト『社会福祉学習双書2024』（本会発行）（14巻）

7. 入学選考の区分と出願要件

入学選考は、推薦申込または一般申込の2つの方法により行います。それぞれの出願要件は次のとおりです。

選考区分	出 願 要 件
推薦申込	入学要件を満たし、かつ社会福祉士及び介護福祉士法第7条4号に規定する指定施設（22～44ページに記載されている表等の「施設種類」）に現在勤務し、所属長等が推薦する方
一般申込	入学要件を満たす方

8. 選考方法

入学希望者については、入学申込フォームおよび志望動機小論文（推薦申込の場合は推薦状）、実習小論文（実習要履修者のみ）（いずれも申込フォーム中に記述頂きます）、及び推薦状によって選考します。

なお、入学選考の内容等に関するお問い合わせには一切お答えできませんので、あらかじめご了承ください。

■入学者選考方法

実習履修の有無	選考区分	選考方法（必要書類） ※詳細は P.45～参照			
		入学 申込 フォーム	小論文 志望 動機	小論文 実習	推薦状 別紙3
実習免除者 〔1年以上の相談援助 実務経験がある方〕	推薦申込	○	—	—	○
	一般申込	○	○	—	—
実習要履修者 〔1年以上の相談援助 実務経験がない方〕	推薦申込	○	—	○	○
	一般申込	○	○	○	—

9. 申込受付期間および選考スケジュール

	募集締切 〔フォーム入力及び 書類送付の消印有効〕	入学選考結果通知	授業料・実習指導料 納入期限
第1次募集	2024年1月31日	2024年2月15日頃	2024年3月20日〔予定〕
第2次募集	2024年3月15日	2024年3月29日頃	2024年4月7日〔予定〕

※1 定員に達し次第、申込受付を締め切りますので、募集を行っているかどうか中央福祉学院ホームページで確認してください。

10. 入学手続き

入学選考結果は、郵送で出願者全員に通知します。入学承認者には、入学承認通知とともに入学手続き書類を送付しますので授業料および実習指導料（実習要履修者）は、納入期限までに同封の払込用紙により一括納入してください。

なお、授業料および実習指導料の分割納入はできません。また、一度納入いただいた授業料等については、通信課程開始日（2024年4月16日）以後の返金は原則として応じかねますので、あらかじめご了承ください。

11. 個人情報保護方針

入学申込者に関する個人情報は、研修事業関連のみの目的で使用します。その管理は全社協「個人情報の保護に関する方針」（<https://www.shakyo.or.jp/kojin.html>）に基づき適切に行い、無断で第三者に提供することはありません。

12. ソーシャルワーク実習申し込みにあたっての注意

「ソーシャルワーク実習」は240時間の社会福祉施設等での現場実習が必要となります。※

※ 「ソーシャルワーク実習」は、「機能が異なる2以上の実習施設」で行います。

2. 学習内容について

(1) 通信授業（自宅学習）、(2) 面接授業（スクーリング）、(3) ソーシャルワーク実習（対象者のみ）の3つにより進め、国家試験対策を併行して実施します。

(1) 通信授業 (自宅学習) (レポート提出)	レポート科目と提出締切日	
	通信科目レポート	締切
	社会福祉の原理と政策 1	6月
	地域福祉と包括的支援体制 1	
	ソーシャルワークの理論と方法 1	
	社会福祉の原理と政策 2	8月
	地域福祉と包括的支援体制 2	
	ソーシャルワークの理論と方法 2	
	ソーシャルワークの理論と方法（専門） 1	9月
	ソーシャルワークの理論と方法（専門） 2	
面接（演習）科目レポート	締切	
ソーシャルワーク演習（専門） 1	各スクーリング最終日から1か月以内	
ソーシャルワーク演習（専門） 2		
ソーシャルワーク演習（専門） 3		
ソーシャルワーク演習（専門） 4		
(2) 面接授業 (スクーリング) (出席により修了)	8ページを参照 所定日数（合計38時間）の出席が必要です。	
(3) ソーシャルワーク 実習（対象者のみ）	240時間 (実務経験証明書の提出者は免除)	
試験対策 (予定)	過去問の反復学習ができるアプリの提供 試験対策メールの配信 試験対策動画の配信 試験対策講座（集合研修・録画配信を併用）【有料】の実施 全国統一模擬試験（会場受験・在宅受験から選択）【有料】の実施 試験対策ツール（参考書・問題集等）の割引あっせん 等	

1. 自宅学習

学習期間の中で、締切日ごとに定められた科目を学習したうえで論述式のレポートを合計12本作成して提出します。

提出されたレポートは、担当講師による添削指導・評価が行われます。

2. 面接授業（スクーリング）

ソーシャルワーク演習として、合計6日間（一部のコースは5日間）計38時間のスクーリングがあります。ソーシャルワーク実習（現場実習）が必要な方は、さらに5日間のソーシャルワーク実習指導のスクーリングがあります。

以下の日程から、いずれかの1コースの出席が必要です。コースを組み合わせることはできません。

(1) 日程 2024年

コース	1回目	2回目	3回目	日数
L1. ロフォス合宿コース	4月27日（土） ～5月1日（水）			5日×1回 （5日間）
L2. ロフォス合宿コース	7月11日（木） ～15日（月祝）			
L3. ロフォス2回コース	4月20日（土） ～22日（月）	6月28日（金） ～30日（日）		3日×2回 （6日間）
L4. ロフォス2回コース	4月27日（土） ～29日（月祝）	7月13日（土） ～15日（月）		
L5. ロフォス2回コース	5月29日（水） ～31日（金）	8月7日（水） ～9日（金）		
T1. 東京2回コース	5月18日（土） ～20日（月）	7月6日（土） ～7日（日）		3日+2日 （5日間）
T2. 東京3回コース	5月18日（土） ～19日（日）	6月15日（土） ～16日（日）	7月6日（土） ～7日（日）	2日×3回 （6日間）
T3. 東京3回コース	5月20日（月） ～21日（火）	6月17日（月） ～18日（火）	7月8日（月） ～9日（火）	
K. 神戸コース	5月11日（土） ～12日（日）	6月8日（土） ～9日（日）	8月3日（土） ～4日（日）	
F. 福岡コース	5月25日（土） ～26日（日）	6月22日（土） ～23日（日）	7月20日（土） ～21日（日）	

※希望者が少ないコースは、実施しない場合があります。

◎実習指導 1回目：4月17日（水）～19日（金） 2回目：11月25日（月）～26日（火）

(2) 会場

L1～L5コース 実習指導	〒240-0197 神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-44 □フォス湘南
T1～T3コース	〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階
Kコース	〒651-0085 兵庫県神戸市中央区八幡通4-2-12 カサベラFRⅡビル 三宮研修センター
Fコース	〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅中央街4-8 TKP博多駅筑紫口ビジネスセンター

会場最寄り駅 □フォスコース：JR逗子駅、京急逗子葉山駅・汐入駅よりバス30分
 東京コース：東京メトロ 銀座線 虎ノ門駅、丸の内線・千代田線・日比谷線 霞が関駅（徒歩5～8分）
 JR山手線・東海道線・横須賀線・京浜東北線 新橋駅（徒歩15分）
 神戸コース：JR三ノ宮駅から地下道C5 出口（徒歩5分）
 福岡コース：JR「博多駅」筑紫口（徒歩2分）

L1～L5コースでは□フォス湘南にご宿泊いただけます。（別途申込が必要です。申込方法はコース確定後にご案内いたします。）

T1～T3・K・Fコースについては、宿泊等をご自身で手配いただきます

(3) スクーリング時間割（予定）

L1・L2コース（5日間）

日 時		
1日目	講義開始	10:00
	講義終了	17:15
2・3日目	講義開始	8:30
	講義終了	18:45
4日目	講義開始	8:30
	講義終了	(※) 16:45
5日目	講義開始	8:30
	講義終了	15:15

(※) 4日目は講義終了後に国家試験対策を行います。

L3～L5コース（6日間）

1・2回目共通

日 時		
1日目	講義開始	9:00
	講義終了	17:30
2日目	講義開始	9:00
	講義終了	(※) 16:00
3日目	講義開始	9:00
	講義終了	15:00

(※) 2日目は講義終了後に国家試験対策を行います。

T1コース（5日間）

1回目

日 時		
1日目	講義開始	9 : 30
	講義終了	18 : 30
2日目	講義開始	9 : 00
	講義終了	18 : 30
3日目	講義開始	9 : 00
	講義終了	16 : 15

2回目

日 時		
4日目	講義開始	9 : 30
	講義終了	18 : 30
5日目	講義開始	9 : 00
	講義終了	16 : 15

T2・T3・F・Kコース（6日間）

1・2・3回目共通

日 時		
1日目	講義開始	10 : 00
	講義終了	17 : 30
2日目	講義開始	9 : 00
	講義終了	16 : 30

(4) ソーシャルワーク演習・面接授業の内容

事例やグループワークを中心に、実践に役立つ学びによりソーシャルワーカーとしての質を高めることを目指します。

ソーシャルワークの事例を活用したグループワーク、理論に基づいた支援のアプローチ、地域福祉の基盤整備と開発等をアクティブラーニングを通して実践的に学びます。

卒業生の声

理解しにくい用語をわかりやすいたとえで教えてくださいました。

不思議なほど考えることが楽しく思えた。

自分とは視点・専門分野が異なる他の受講生と一緒に演習をすることで、様々な視点から事例を見て、改めて違った側面が見えることを実感。人を相手にする日頃の業務でも取り入れたい。

相談支援の経験を言語化し、体系的に整理して理解する助けになった。自分の中でまだ認識できていないところも意識化する機会になった

知識を得ることができたのはもちろん仲間を得ることができたのがとても大きな収穫だった。

相談者が置かれている状況を再認識し、本人のニーズを本人自身とも共有しながら、全体像を見る力を身に付ける大切さを学んだ。

ロフォスは研修会場とホテルが同じ建物内にあり、とても良かった。

今回のスクーリングを通し、仲間の存在が「合格への意欲」や「勉強のモチベーション維持」に大きな役割を果たしていると実感した。

仕事に押されて潰れそうになりモチベーションが低下した時、先生の言葉を聴いて勇気をもらった。

■ソーシャルワーク演習の様子



ソーシャルワーク演習で一緒に学んだメンバーで合格を目指します!!

3. ソーシャルワーク実習

福祉系大学等において基礎科目のみ履修し、2024年4月15日現在で、指定施設における相談援助業務の1年以上の実務経験がない方は、5日間のソーシャルワーク実習指導面接授業（スクーリング）とソーシャルワーク実習（240時間）の履修が必要となります。

4. 国家試験対策について

第11期受講者を対象に、「社会福祉士国家試験」の合格に向けて、さまざまな試験対策を行っています。

(1) 過去問の反復学習のアプリ（ツール）の提供

スマホで気軽に取り組める過去問の反復学習のためのアプリを提供します。

(2) 試験対策専用ページの開設

中央福祉学院ホームページに試験対策情報を掲載した「受講者専用ページ」を開設します。

(3) 試験対策メール・試験対策動画の配信

国家試験でここだけは押さえておきたい得点源となる分野や得点困難な分野を強化するためのミニ問題や、制度改正情報を試験対策メールや動画として配信します。

(4) トライアル模試【一部有料】

5～6月に2023年度の模擬試験を利用して、在宅受験により国家試験問題を体験します。

(5) 全国統一模擬試験【一部有料】

本課程の受講者及び卒業生を対象に、全国統一模擬試験を実施します。直近の国家試験の傾向を反映した模擬試験専門制作会社の教材である模擬試験を通じて、苦手科目を把握し、試験本番までの試験勉強の巻き返しを図ります。

在宅受験の他に希望者には会場での受験も設定し、臨場感をもって、国家試験を体感します。

(6) 国家試験対策講座【有料】

国家試験の最新動向を徹底分析した講師による、試験勉強への取り組み方、科目ごとの勉強方法、問題演習を中心とした傾向と対策の解説を中心とした講座を実施します。

集合研修と後日録画配信を併用し、繰り返し学ぶことができます。



参加者の声

受験勉強の取り組み方や、試験当日の臨み方について、細かいことでも、具体的なアドバイスのおかげで、非常に効率的に勉強でき、遠回りを避けて合格できた。

自分の勉強では気づかなかった各教科との関連性の見方がわかった。我流の勉強方法での不足事項が解ってストレート合格した。

出題の傾向、受験に対する心構えや注意することなどが聞けたことが良かった。

これだけ大勢の人が、真剣に取り組んでいる姿をみて、自分も頑張らなければと改めて感じられて励みになり、1回めの受験で合格できた。

(7) 国家試験対策ツールのあっせん

歴代の卒業生から好評を得ている人気の参考図書・問題集等などの割引あっせんを行います。

5. 科目の合否判定および卒業

各科目の合否は、レポートの評価、面接授業（スクーリング）の出席により判定します。全科目に合格された方について、本通信課程の修了を認定し、卒業証書を交付します。

不合格となった科目については、再判定を受けることができます（ただし、別途再判定料の納入が必要）。

また、修了しなかった科目については、次の修業年限に限り再履修することができます（ただし、別途再履修料の納入が必要）。

6. 科目の履修免除について

授業科目のうち、指定科目（社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号に基づく社会福祉に関する科目）に該当する科目を大学・短期大学・専門学校等において履修されていても、本学院において当該科目の履修免除はありません。

また、精神保健福祉士養成施設を卒業している方でも、本学院では科目の履修免除はありません。

3. 教育訓練給付制度について

給付を希望する方は2024年3月15日までにハローワークで事前申請をしてください。

1. 制度の概要

教育訓練給付制度は、雇用保険の一般被保険者または一般被保険者であった方が、厚生労働大臣の指定した教育訓練を受けた場合、その受講のために支払った費用の一部に相当する額が国から支給されるものです。

本課程は専門実践教育訓練給付金の対象に指定されており、卒業後、受講費用（授業料）の50%がご自身の申請により返還されます（開講6か月後に25%、卒業後に25%）。

さらに2025年2月の国家試験に合格し、社会福祉士登録した場合、教育訓練経費の20%の返還を申請でき、合計70%となります。

☆受給資格の有無や詳細は、必ずハローワークでご確認ください。

教育訓練給付制度の詳細は以下のホームページを参照してください。

厚生労働省ホームページ>政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>人材開発>教育訓練給付

2. 対象となる方

以下の要件をすべて満たす方が対象となります。

1) 実習免除の方

実務経験がなく、「実習有り」の場合は、専門実践教育訓練給付金の対象とはなりません。

- 2024年3月15日（本課程開講1か月前）までに、受講者本人の住所を管轄するハローワークで事前申請を行った方
- 2024年4月16日（本課程開講日）に、雇用保険の被保険者であり（または、離職日翌日以降1年以内である方）、かつ支給要件期間が3年以上（初めて教育訓練給付金の支給を受けようとする人は2年以上）ある方
- 受講決定後、受領書・振込証明書等の原本を送金報告書に貼付して中央福祉学院に郵送した方
- 受講費用を本人が負担している方
（職場より一部金額を助成を受けている場合は、受講決定後、その旨を中央福祉学院に送金報告書にて提出すれば、助成額を除いた金額を対象に、支給を受けられます。）
- 本課程が定める期日までに必要な面接授業に全日程出席し、すべてのレポートを提出している方

3. 対象となる金額

授業料188,400円に限られます。

スクーリング出席にかかる旅費・食費・試験勉強のための参考書代等は含まれません。

教育訓練経費		通常修了者				通常修了者かつ 第36回試験合格者				
		給付額			実質自己負担	給付額	実質自己負担			
		6か月後 25%	9か月 修了時 25%	給付合計 50%						
実習免除者 (実務経験有)	188,400	47,100	47,100	94,200	94,200 ^(円)	+	20%	30%	=	給付総額 70% 自己負担 30%
							37,680	56,520 ^(円)		

4. 受講開始前に必要な手続き

受講生本人が、本通信課程の開講1か月前（2024年3月15日まで）に、受講生本人の住所を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）で事前申請を行うことが必須です。事前申請前に、受給資格の確認などで時間がかかるため、できるだけ早めに手続きしてください。

なお、10月16日以降に、本学院が対象者に送付する資料を、ハローワークに持ち込み給付を申請します。さらに卒業時に再度申請することで計50%が支給されます。

事前申請に必要な情報

専門実践教育訓練対象講座：社会福祉士通信課程短期養成コース（実習免除）

指定番号 1410044-1710011-6

開講日 令和6年4月16日

卒業日 令和7年1月15日

（ハローワークにおける事前申請には、マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードが必要です）

4. 入学資格要件および入学申込手続き（詳細目次）

1 入学資格

- 1. 社会福祉士の資格取得ルート 18
- 2. 短期養成施設の入学要件 19
- 3. 基礎科目とは 19

2 実務経験の申告

- 1. 施設・職種コード 20
- 2. 実務経験に関する提出書類 20
- 3. 実務経験証明書注意事項 21
- 4. 実務経験施設・職種コード表(実務経験証明書記載用)(P.35~44は関係法令) …… 22~44

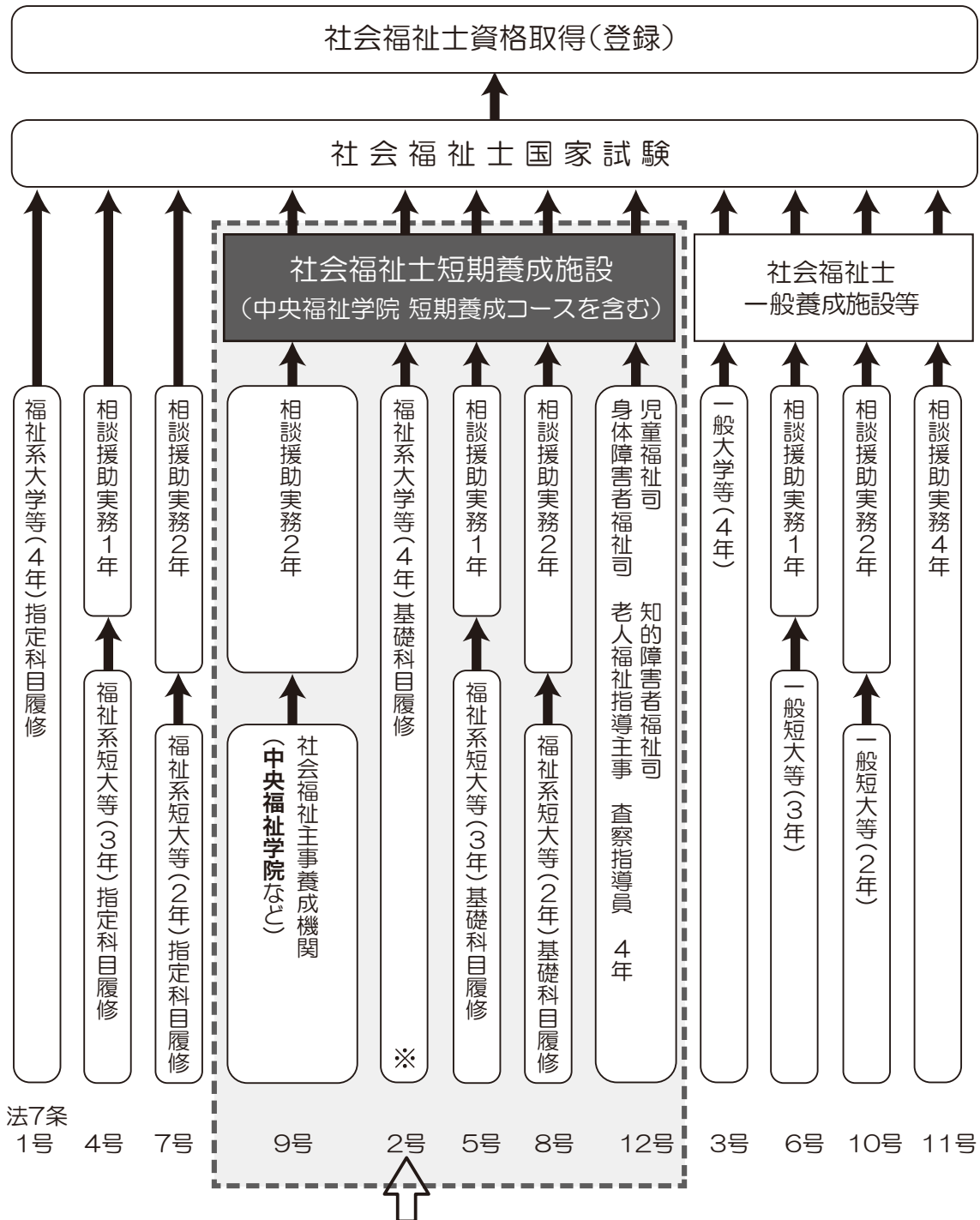
3 入学申込手続き

- 1. 入学資格と必要な証明書書類一覧 45
- 2. 各書類記入要領 46
 - ①入学申込フォーム 46
 - ②提出前のチェックリスト表 46
 - ③社会福祉主事養成機関の修了証明書 46
 - ④出身大学・短期大学等の卒業(見込)証明書 46
 - ⑤基礎科目履修証明書 46
 - ⑥「実務経験(見込)申告書」(別紙1)・⑦「実務経験(見込)証明書(個票)」(別紙2) 46~47
 - 【記入見本】別紙1 実務経験(見込)申告書 48
 - 【記入見本】別紙2 「施設・機関職員用」実務経験(見込)証明書 49
 - 【記入見本】別紙2 「社協職員用」実務経験(見込)証明書 50
 - ⑧「実務経験(見込)証明書付属証明書 非常勤 就労時間証明書」(別紙2-2) 51
 - 【記入見本】別紙2-2 非常勤就労時間証明書(非常勤の場合)
 - ⑨「実務経験(見込)証明書付属証明書 主たる業務：福祉に関する相談援助の業務証明書」(別紙2-3) 52
 - 【記入見本】別紙2-3 主たる業務：福祉に関する相談援助の業務証明書(兼務職の場合)
 - ⑩所属長推薦状(別紙3) 53
 - 【記入見本】別紙3 所属長推薦状
 - ⑪入学選考料 54
 - ⑫実習小論文(フォームに入力) 54

1

入学資格

1. 社会福祉士の資格取得ルート



※短期養成コースにおいては、「2号」に該当する方のうち指定施設において相談援助業務に従事したことがない、または従事した期間が1年未満の方は実習の履習が必要となります。

【短期養成施設とは】

法第7条第2号、同第5号、同第8号、同第9号、同第12号の定めによる、厚生労働大臣が指定した6月以上の課程の社会福祉士養成施設をいい、その課程の卒業者には社会福祉士国家試験の受験資格が与えられます。

社会福祉士の資格を取得するためには、社会福祉士国家試験に合格し、登録することが必要です。

2. 短期養成施設の入学要件

入学資格があるのは、次のいずれかに該当する方です。

① 社会福祉主事養成機関修了後、指定施設において相談援助業務に2年以上従事した方（9号）

※「社会福祉主事養成機関」には、中央福祉学院の社会福祉主事資格認定通信課程も含まれます。

※社会福祉主事養成機関修了前の指定施設における相談援助業務は、実務経験に含まれません。

※社会福祉主事養成機関には、大学等において社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業した、いわゆる「3科目主事」はこれに該当しません。

※社会福祉主事養成機関には、都道府県等の「社会福祉主事講習会」は含まれません。

② 福祉系大学等（4年）において基礎科目を修めて卒業した方（2号）

③ 福祉系短大等（3年）において基礎科目履修後、指定施設において相談援助業務に1年以上従事した方【5号】

④ 福祉系短大等（2年）において基礎科目履修後、指定施設において相談援助業務に2年以上従事した方【8号】

⑤ 福祉事務所の査察指導員等の実務経験が4年以上ある方【12号】

（注）福祉系大学等や基礎科目及び相談援助業務の内容については、22～44ページもしくは公益財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ（<https://www.sssc.or.jp/shakai/index.html>）で確認してください。

3. 基礎科目とは

■ 基礎科目（平成21年4月1日以降）

【社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省令・厚生労働省令第3号）】

1	人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システムのうち1科目
2	社会調査の基礎
3	相談援助の基盤と専門職
4	福祉行財政と福祉計画
5	福祉サービスの組織と経営
6	社会保障
7	高齢者に対する支援と介護保険制度
8	障害者に対する支援と障害者自立支援制度
9	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度
10	低所得者に対する支援と生活保護制度
11	保健医療サービス
12	就労支援サービス、権利擁護と成年後見制度、更生保護制度のうち1科目

■ 従前の基礎科目（平成21年3月31日以前）

【社会福祉士及び介護福祉士法第7条第2号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する基礎科目（昭和62年12月厚生省告示第201号）】

1	社会福祉原論
2	老人福祉論
3	障害者福祉論
4	児童福祉論
5	社会保障論、公的扶助論、地域福祉論のうち1科目
6	心理学、社会学、法学のうち1科目

2 実務経験の申告

入学要件等における実務経験の対象となる施設・事業、職種は「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日付社庶第29号）」厚生省社会局長、児童家庭局長通知により定められています。

これらの施設・事業において福祉に関する相談援助の業務に一定期間従事した方は、本コース（社会福祉士短期養成施設）の入学要件・実習免除要件に関わる実務経験を有するものと認められます。

1. 施設・職種コード

指定された施設・事業において、福祉に関する相談援助の業務に従事したことの証明書の提出が必要です。実務経験証明書の「施設（事業）等種類」、「職種」及び「施設・職種コード」欄には、コード表（「実務経験施設・職種コード表」（22～34ページ）の施設種類欄内の番号は、通知の事項番号です。）から該当する「施設種類」、「職種」及び「施設・職種コード」を記入してください。

- ※ 施設・職種ごとの要件の詳細については、通知（35～44ページ）の該当箇所を必ず確認してください。
- ※ 記入要領は、46～52ページ参照。

職種の兼務について

福祉に関する相談援助の業務以外の職種を兼務している場合は、相談援助の業務以外の職種を兼務している事実が辞令によって明確であって、その主たる業務が福祉に関する相談援助の業務である方が対象となります。

実務経験証明書の「職種」及び「施設・職種コード」欄の記入については、以下のようになります。
例) 指定通所介護を行う施設の「生活相談員兼介護職員」の場合、
「職種」欄は、必ず「生活相談員兼介護職員」と記入してください。
「施設・職種コード」欄は、[2011]のように、主たる業務である職種のコードを記入してください。

2. 実務経験に関する提出書類

(1) 「実務経験（見込）申告書」「実務経験（見込）証明書」

様式名		記入見本	注意点
実務経験申告書	別紙1	48ページ	46～47ページ
実務経験証明書	別紙2 施設・機関職員用	49ページ	
	別紙2 医療機関職員用	49ページに準じる	
	別紙2 社会福祉協議会職員用	50ページ	

(2) 証明期間が非常勤であった場合の必要書類

様式名		記入見本	注意点
「非常勤 就労時間証明書」	別紙2-2	51ページ	51ページ参照

(3) 証明期間が兼務職であった場合の必要書類

様式名		記入見本	注意点
「主たる業務：福祉に関する相談援助の業務 証明書」	別紙2-3	52ページ	52ページ参照

3. 実務経験証明書注意事項

- 証明書等は受講者が社会福祉士国家資格を取得した後も、本学院で保存する書類です。
また、受講者の職種内容について虚偽または不正の疑いがあり、厚生労働省等の関係機関から請求があった場合は、本学院に報告義務が課せられています。
- 受講中に書類の内容に虚偽または不正が判明した場合は、受講決定を取消し、それまでの履修科目・スクーリングの出席履修状況はすべて無効となります。受講料は返却しません（46ページ参照）。
- 本学院卒業後、または社会福祉士国家資格取得後において、書類の内容に虚偽または不正が判明した場合は、「社会福祉士及び介護福祉士法」第32条第1項第2号の定めにより、社会福祉士資格登録の取消処分を受けますので、実務経験の申告及び証明については、くれぐれも正確に記載するように注意してください。
- 証明できる期間は、社会福祉主事通信課程を修了した翌日以降の日にちです。主事通信課程受講前・受講中の期間はカウントされません。
- 2年間の実務経験が複数の種別・勤務先の合計となる場合は、それぞれの証明書を作成・提出してください。
例：同一法人内の特養ホームと指定通所介護で1年間ずつの実務経験証明は2枚。
(1事業所1枚、1種別1枚ずつ。)
- 社会福祉協議会が運営する通所介護や障害者支援施設での実務経験の場合は、別紙2は「社協職員用」でなく、「施設・機関職員用」の証明書を使用してください。

4. 実務経験施設・職種コード表（実務経験証明書記載用）

施設種類		児童分野	施設・職種コード
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
児童福祉法	児童相談所	児童福祉司	1361
		受付相談員	1362
		相談員	1363
		電話相談員	1364
		児童心理司、心理判定員	1365
		児童指導員	1366
		保育士	1367
	母子生活支援施設	母子支援員、母子指導員	1371
		少年指導員（少年を指導する職員）	1372
		個別対応職員	1373
	児童養護施設	児童指導員	1381
		保育士	1382
		個別対応職員	1383
		家庭支援専門相談員	1384
		職業指導員	1385
		里親支援専門相談員	1386
	障害児入所施設 児童発達支援センター（障害児通所支援事業）	★児童指導員（※2）	1561
		★保育士（※3）	1562
		心理指導担当職員	1563
		児童発達支援管理責任者	1564
	知的障害児施設 （知的障害児施設 自閉症児施設（第一種、第二種））	★児童指導員（※2）	1391
		★保育士（※3）	1392
	知的障害児通園施設	★児童指導員（※2）	1401
		★保育士（※3）	1402
	盲ろうあ児施設 （盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設）	★児童指導員（※2）	1411
		★保育士（※3）	1412
	肢体不自由児施設 （肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設）	★児童指導員（※2）	1421
		★保育士（※3）	1422
	児童心理治療施設 （旧：情緒障害児短期治療施設）	児童指導員	1431
		保育士	1432
個別対応職員		1433	
家庭支援専門相談員		1434	
重症心身障害児施設	★児童指導員（※2）	1441	
	★保育士（※3）	1442	
	心理指導員（心理指導を担当する職員）	1443	
児童自立支援施設	児童自立支援専門員	1451	
	児童生活支援員	1452	
	個別対応職員	1453	
	家庭支援専門相談員	1454	
	職業指導員	1455	
児童家庭支援センター	相談員 （児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員）	1461	
（児童発達支援センターを除く） 障害児通所支援事業 児童発達支援事業を行う施設	★指導員（※1）	1571	
	★児童指導員（※2）	1572	
	★保育士（※3）	1573	
	児童発達支援管理責任者	1574	
	★障害福祉サービス経験者（※4）	1575	
	機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	1576	

児童分野			施設・職種コード	
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種		
児童福祉法	障害児通所支援事業（児童発達支援センターを除く）	医療型児童発達支援事業を行う施設 1-(9)	★児童指導員（※2）	1572
			★保育士（※3）	1573
			児童発達支援管理責任者	1574
			機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	1576
		放課後等デイサービス事業を行う施設 1-(9)	★指導員（※1）	1571
			★児童指導員（※2）	1572
			★保育士（※3）	1573
			児童発達支援管理責任者	1574
			★障害福祉サービス経験者（※4）	1575
			機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	1576
	居宅訪問型児童発達支援事業を行う施設 1-(9)	★訪問支援員（※1） （保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る）	1577	
		児童発達支援管理責任者	1574	
	保育所等訪問支援事業を行う施設 1-(9)	★訪問支援員（※1） （保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る）	1577	
		児童発達支援管理責任者	1574	
	障害児相談支援事業 1-(10)	相談支援専門員	1581	
	乳児院 2-(2)	児童指導員	2511	
		保育士	2512	
		個別対応職員	2513	
		家庭支援専門相談員	2514	
		里親支援専門相談員	2515	
指定発達支援医療機関 （肢体不自由児施設支援 重症心身障害児施設支援 国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの） 2-(13)	★児童指導員（※2）	2451		
	★保育士（※3）	2452		
児童自立生活援助事業を行っている施設 2-(21)	相談援助業務を行っている指導員	2531		
地域子育て支援拠点事業を行っている施設 2-(24)	相談援助業務を行っている職員	2561		
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所 2-(82)	小児慢性特定疾病児童等自立支援員	5081		

児童分野			施設・職種コード		
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種			
その 他	利用者支援事業を行っている施設	2-(25)	相談援助業務を行っている職員	2901	
	児童デイサービス事業(障害児通園事業)	2-(12)	相談援助業務を行っている職員(相談員)	2291	
	支地 援域 事生 業活	障害児等療育支援事業を行っている施設	2-(36)	相談援助業務を行っている職員	2441
	心身障害児総合通園センター	2-(20)	相談援助業務を行っている職員	2521	
	子育て短期支援事業(短期入所生活援助事業、夜間養護等事業)	2-(22)	相談援助業務を行っている職員	2541	
	(乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業)				
	重症心身障害児(者)通園事業を行っている施設	2-(28)	★児童指導員(※2)	2581	
			★保育士(※3)	2582	
	スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	2-(72)	スクールソーシャルワーカー	2741	
子ども家庭総合支援拠点	2-(75)	相談援助業務を行っている職員	5091		
「医療的ケア児等とその家族への支援」を行っている事業所	2-(83)	医療的ケア児等コーディネーター	5111		
注意事項 (※1)「指導員、訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行う指導員、訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) (※2)「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) (※3)「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) (※4)「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行う障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) なお、「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)に定める障害福祉サービス経験者(高等学校の卒業者等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者)をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。					
★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。					

高 齢 者 分 野			施設・職種 コード	
施 設 種 類		相談援助業務の実務経験として認められる職種		
介 護 保 険 法	介護 保 険 施 設	指定介護老人福祉施設 1-(22)	生活相談員 介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1011 1012
		介護老人保健施設 1-(22)	支援相談員 相談指導員	1021 1023
			介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1022
		介護医療院 1-(22)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1611
		指定介護療養型医療施設 1-(22)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	1031
	地域包括支援センター 1-(23)	包括的支援事業に係る業務を行う職員 (※5) (保健師、主任介護支援専門員等)	1041	
	指定特定施設入居者生活介護を行う施設 (指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設 指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設 を含む) 2-(4)	生活相談員	2221	
		計画作成担当者	2222	
	指定通所介護を行う施設 (基準該当通所介護を行う施設 指定地域密着型通所介護を行う施設 指定介護予防通所介護を行う施設 基準該当介護予防通所介護を行う施設 第一号通所事業を行う施設 (※6) 指定認知症対応型通所介護を行う施設 指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設 を含む) 2-(41)、2-(45)	生活相談員	2011	
		生活指導員	2012	
	指定短期入所生活介護を行う施設 (基準該当短期入所生活介護を行う施設 指定介護予防短期入所生活介護を行う施設 基準該当介護予防短期入所生活介護を行う施設 を含む) 2-(41)	生活相談員	2051	
		生活指導員	2052	
	指定通所リハビリテーションを行う施設 (指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る 2-(42)	支援相談員	2091	
	指定短期入所療養介護を行う施設 (指定介護予防短期入所療養介護を行う施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る 2-(42)	支援相談員	2111	
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設 2-(43)	オペレーター	2771	
	指定夜間対応型訪問介護を行う施設 2-(44)	オペレーションセンター従業者	2781	
	指定小規模多機能型居宅介護を行う施設 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設を含む) 2-(46)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2151	
	指定認知症対応型共同生活介護を行う施設 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設を含む) 2-(46)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2171	
	指定複合型サービスを行う施設 2-(46)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2791	
	指定地域密着型介護老人福祉施設入居者 生活介護を行う施設 2-(47)	生活相談員	2191	
介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)		2192		
居宅介護支援事業を行っている事業所 2-(48)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2201		
介護予防支援事業を行っている事業所 2-(49)	担当職員	2211		
第一号介護予防支援事業を行っている事業所 2-(49)	担当職員	2911		
注意事項 (※5)「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。 (※6)「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容を必ず確認してください。				

高 齢 者 分 野			施設・職種 コード
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	
老人福祉法	養護老人ホーム 1-(20)	生活相談員	1051
		生活指導員	1052
	特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む) 1-(20)	生活相談員	1061
		生活指導員	1062
	軽費老人ホーム 〔都市型軽費老人ホーム、 軽費老人ホーム(A型、B型)、 ケアハウスを含む〕 1-(20)	生活相談員	1071
		生活指導員	1072
	老人福祉センター (特A型、A型、B型) 1-(20)	相談・指導を行う職員	1081
	老人短期入所施設 1-(20)	生活相談員	1091
		生活指導員	1092
老人デイサービスセンター 1-(20)	生活相談員	1101	
	生活指導員	1102	
老人介護支援センター (在宅介護支援センター) 1-(20)	相談援助業務を行っている職員	1111	
有料老人ホーム 2-(3)	生活相談員	2271	
その他	高齢者総合相談センター 2-(8)	相談援助業務を行っている相談員	2281
	生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター) 2-(50)	生活援助員	2251
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 〔高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、 多くの高齢者が居住する集合住宅等において 実施する事業〕 2-(51)	相談援助業務を行っている生活援助員	2261
	サービス付き高齢者向け住宅 2-(52)	相談援助業務を行っている職員	2801

障害者分野			施設・職種コード	
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種		
身体障害者福祉法	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司	1321	
		心理判定員	1322	
		職能判定員	1323	
		ケース・ワーカー	1324	
	身体障害者福祉センター (身体障害者福祉センター (A型、B型) 在宅障害者デイサービス施設 (身体障害者デイサービスセンター) 障害者更生センター)	身体障害者に関する相談に応ずる職員	1331	
点字図書館	相談援助業務を行っている職員	2321		
福祉に関する法律 精神保健及び精神障害者	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1341	
		精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1342	
		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1343	
		心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員)	1344	
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	1351	
		心理判定員	1352	
		職能判定員	1353	
		ケース・ワーカー	1354	
障害者総合支援法	障害者支援施設	★生活支援員 (※7)	1121	
		就労支援員	1122	
		サービス管理責任者	1123	
	地域活動支援センター	★指導員 (※7)	1131	
	福祉ホーム	管理人	1141	
	基幹相談支援センター	相談援助業務を行っている職員	5121	
	身体障害者更生施設	身体障害者更生施設 (肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設)	★生活支援員 (※7)	2831
			★生活指導員 (※7)	2832
	身体障害者療護施設	身体障害者療護施設	★生活支援員 (※7)	2841
			★生活指導員 (※7)	2842
	身体障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	身体障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	★生活支援員 (※7)	2851
			★生活指導員 (※7)	2852
	身体障害者福祉工場	身体障害者福祉工場	★指導員 (※7)	2861
			精神保健福祉士	1191
	精神障害者生活訓練施設	精神障害者生活訓練施設	精神障害者社会復帰指導員	1192
			精神保健福祉士	1201
	精神障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	精神障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	精神障害者社会復帰指導員	1202
			精神保健福祉士	1211
	精神障害者福祉工場	精神障害者福祉工場	精神障害者社会復帰指導員	1212
			管理人	1221
精神障害者福祉ホーム	精神障害者福祉ホーム	★生活支援員 (※7)	1231	
		★生活指導員 (※7)	1232	
知的障害者更生施設 (入所、通所)	知的障害者更生施設 (入所、通所)	★生活支援員 (※7)	1241	
		★生活指導員 (※7)	1242	
知的障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	知的障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	★生活支援員 (※7)	1251	
		★生活指導員 (※7)	1252	
知的障害者通勤寮	知的障害者通勤寮	★生活支援員 (※7)	1251	
		★生活指導員 (※7)	1252	

障害者分野			施設・職種コード			
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種				
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業	生活介護を行う施設 1-(27)	★生活支援員(※7) サービス管理責任者	1271 1272		
		自立訓練を行う施設 (機能訓練、生活訓練) 1-(27)	★生活支援員(※7) サービス管理責任者	1281 1282		
		就労移行支援を行う施設 (認定就労移行支援を含む) 1-(27)	★生活支援員(※7) 就労支援員 サービス管理責任者	1291 1292 1293		
		就労継続支援を行う施設 (A型、B型) 1-(27)	★生活支援員(※7) サービス管理責任者	1301 1302		
		就労定着支援を行う施設 1-(27)	就労定着支援員 サービス管理責任者	1621 1622		
		自立生活援助を行う施設 1-(27)	地域生活支援員 サービス管理責任者	1631 1632		
		療養介護を行う施設 2-(31)	相談援助業務を行っている職員	1261		
		短期入所を行う施設 (身体障害者短期入所事業、 知的障害者短期入所事業を含む) 2-(31)	相談援助業務を行っている職員	2341		
		重度障害者等包括支援を行う施設 2-(31)	相談援助業務を行っている職員	2351		
		共同生活介護を行う施設 2-(30)	相談援助業務を行っている職員	2361		
		共同生活援助を行う施設 (精神障害者グループホーム、 知的障害者グループホームを含む) 2-(31)	相談援助業務を行っている職員	2371		
		障害者総合支援法	地域生活支援事業	身体障害者自立支援事業を行っている施設 2-(35)	相談援助業務を行っている職員	2381
				日中一時支援事業を行っている施設 2-(36)	相談援助業務を行っている職員	2391
				障害者相談支援事業を行っている施設 2-(36)	相談援助業務を行っている職員	2431
				一般相談支援事業所 1-(28)	相談支援専門員	1591
特定相談支援事業所 1-(29)	相談支援専門員			1601		
相談支援事業を行う施設 2-(34)	相談支援専門員			2871		
のぞみの園法	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設 「のぞみの園」 2-(14)	相談援助業務を行っている指導員	2301			
		相談援助業務を行っているケースワーカー	2302			
発達障害者支援法	発達障害者支援センター 2-(64)	相談支援を担当する職員	2461			
		就労支援を担当する職員	2462			
注意事項 (※7)「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) ★印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者(期限付き介護福祉士登録者)が、経過措置期間に主たる業務として介護等の業務に5年間従事して経過措置の解除を行おうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。						

障害者分野			施設・職種コード	
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種		
障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター	2-(65)	障害者職業カウンセラー	2471
	地域障害者職業センター	2-(66)	障害者職業カウンセラー	2481
			職場適応援助者	2482
	障害者雇用支援センター	2-(68)	障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員	2711
	障害者就業・生活支援センター	2-(70)	主任就業支援担当者	2501
			就業支援担当者	2502
			主任職場定着支援担当者	2503
生活支援担当職員			2504	
職業安定法	公共職業安定所	2-(71)	精神障害者雇用トータルサポーター	2981
			発達障害者雇用トータルサポーター	2982
			雇用トータルサポーター（大学等支援分）	2983
その他	知的障害者福祉工場	2-(15)	相談援助業務を行っている指導員	2311
	聴覚障害者情報提供施設	2-(29)	相談援助業務を行っている職員	2331
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	2-(37)	地域体制整備コーディネーター	2731
			地域移行推進員	2732
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行っている施設	2-(38)	地域体制整備コーディネーター	2811
			地域移行推進員	2812
	精神障害者アウトリーチ推進事業を行っている施設	2-(39)	相談援助業務を行っている職員 （医師、保健師、看護師、作業療法士その他） （医療法に規定する病院として必要な職員を除く）	2821
	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行っている施設	2-(40)	相談援助業務を行っている職員 （医師、保健師、看護師、作業療法士その他） （医療法に規定する病院として必要な職員を除く）	2881
第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	2-(67)	第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	2491	
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	2-(69)	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者	2921	

その他の分野			施設・職種コード	
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種		
地域保健法	保健所	1-(1)	精神保健福祉相談員 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1511
			精神保健福祉士 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1512
			精神科ソーシャルワーカー （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1513
			心理判定員 （精神障害者に関する相談援助業務を行っている職員）	1514

その他の分野			施設・職種コード	
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種		
医療法	病院・診療所	相談員（医療ソーシャルワーカー等） 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	1521	
		1-(11) 退院後生活環境相談員	1522	
生活保護法	救護施設	1-(15) 生活指導員	1491	
	更生施設	1-(15) 生活指導員	1501	
	授産施設	2-(1) 指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	2591	
	宿所提供施設	2-(1) 指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	2601	
	被保護者就労支援事業を行っている事業所	2-(63) 就労支援員	2931	
	日常生活支援住居施設	2-(84) 生活支援員	5181	
生活支援提供責任者		5182		
生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関	主任相談支援員	2941	
		相談支援員	2942	
	生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所	就労支援員	2943	
		就労準備支援担当者	2944	
	生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所	2-(62) 家計改善支援員（家計相談支援員を含む）	2945	
社会福祉法	福祉事務所	査察指導員（指導監督を行う職員）	1471	
		身体障害者福祉司（指導監督を行う職員）	1472	
		知的障害者福祉司（指導監督を行う職員）	1473	
		老人福祉指導主事（指導監督を行う職員）	1474	
		現業員・ケースワーカー	1481	
		家庭児童福祉主事	1482	
		家庭相談員	1483	
		面接相談員	1484	
		婦人相談員	1485	
		母子・父子自立支援員、母子相談員	1486	
		「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	1487	
		1-(16) 生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	1488	
		隣保館	2-(9) 相談援助業務を行っている指導職員	2611
		都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	2-(10) 専門員	2621
	相談援助業務を行っている職員 〔主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者 者その他要援護者に対するものに限る。〕		2622	
市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	2-(11) 福祉活動専門員	2631		
	相談援助業務を行っている職員 〔主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者 者その他要援護者に対するものに限る。〕	2632		

その他の分野			施設・職種 コード	
施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種		
売春防止法	婦人相談所		相談指導員	1531
			判定員（心理・職能判定員）	1532
		1-(17)	婦人相談員	1533
	婦人保護施設	1-(18)	入所者を指導する職員	1541
保健法 母子	母子健康包括支援センター	2-(76)	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	5171
	産後ケア事業を実施する施設	2-(85)	相談に応ずる職員	5191
配偶者暴力 防止法	配偶者暴力相談支援センター	2-(86)	婦人相談員	5201
並びに 母子及び 父子 福祉法	母子・父子福祉センター	1-(21)	母子及び父子の相談を行う職員、 母子相談員（母子の相談を行う職員）	1551
刑事収容施設法	刑事施設	2-(16)	刑務官	5011
			法務教官	5012
			法務技官（心理）	5013
			福祉専門官	5014
少年院法	少年院	2-(16)	法務教官	5021
			法務技官（心理）	5022
			福祉専門官	5023
鑑別所法 少年	少年鑑別所	2-(16)	法務教官	5031
			法務技官（心理）	5032
更生保護法	地方更生保護委員会	2-(17)	保護観察官	2641
			社会復帰調整官	2642
	保護観察所	2-(17)	保護観察官	2651
			社会復帰調整官	2652
更生保護事業法	更生保護施設	2-(18)	補導主任	2661
			補導員	2662
			福祉職員	2663
			薬物専門職員	2664
裁判所法	家庭裁判所	2-(81)	家庭裁判所調査官	5131
労働者災害 補償保険法	労災特別介護施設	2-(19)	相談援助業務を行っている指導員	2671
難病の患者に対する 医療等に関する法律	難病相談支援センター	2-(73)	難病相談支援員	5061

その他の分野		施設・職種コード
施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	
の 成 年 後 見 制 度 の 利 用 に 関 する 法 律	「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関 2-(79)	相談援助業務を行っている職員 5141
そ の 他	母子家庭等就業・自立支援センター事業、 一般市等就業・自立支援事業を行っている施設 2-(23)	相談援助業務を行っている相談員 2721
	母子・父子自立支援プログラム策定事業 2-(26)	母子・父子自立支援プログラム策定員 5041
	就業支援専門員配置等事業 2-(27)	就業支援専門員 5051
	地域福祉センター 2-(53)	相談援助業務を行っている職員 2681
	就労支援事業を行っている事業所 (自立支援プログラム策定実施推進事業) (実施要領に規定する事業) 2-(54)	就労支援員 2951
	ひきこもり地域支援センター 2-(55)	ひきこもり支援コーディネーター 2751
		その他相談援助業務を行っている職員 2752
	地域生活定着支援センター 2-(56)	相談援助業務を行っている職員 2761
	ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所 2-(57)	相談援助業務を行っている相談員 2691
	ホームレス自立支援センター 2-(58)	生活相談指導員 2701
	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所 2-(59)	相談援助業務を行っている職員 2961
	被災者に対する相談援助業務を実施する事業所 2-(60)	相談援助業務を行っている職員 2971
	自立相談支援機関(自立相談支援モデル事業) 家計相談支援モデル事業を行っている事業所 2-(61)	主任相談支援員 2891
		相談支援員 2892
		就労支援員 2893
		家計相談支援員 2894
	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関 2-(74)	支援コーディネーター 5071
	地域若者サポートステーション 2-(77)	相談援助業務を行っている職員 5151
子ども・若者総合相談センター 2-(78)	相談援助業務を行っている職員 5161	
厚生労働大臣が個別に認めた施設※ 2-(86)	相談援助業務を行っている相談員 9999	

※ 上記「指定施設における相談援助の業務の範囲」に具体的に示されたもの以外の施設で、福祉に関する相談援助の業務を行っている相談員は、厚生労働大臣が個別に認める場合があります（コード**9999**）。

厚生労働大臣の個別認定にあたっては、受講申込フォームの入力・実務経験証明書等の書類提出後、個別認定申請に必要な書類をご提出いただきます。審査には、一定期間を要しますので、2月以降のお申込の場合は、予めご連絡ください。

※ 以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員	3011
	生活指導員	3012
身体障害者福祉ホーム	管理人	3021
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	3031
	精神障害者社会復帰指導員	3032
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている職員	3171
精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3181
知的障害者デイサービスセンター	指導員	3041
	生活指導員	3043
	相談援助業務を行っている職員	3042
知的障害者福祉ホーム	管理人	3051
身体障害者相談支援事業 （市町村障害者生活支援事業） 〔身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉センター、身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員	3061
障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業 （療育等支援施設事業） 〔知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設において実施する事業〕		
障害者デイサービスを行う施設 （障害者自立支援法障害福祉サービス事業） 〔身体障害者デイサービス事業、知的障害者デイサービス事業を含む〕	相談援助業務を行っている職員	3071
経過的デイサービス事業を行っている施設 （障害者自立支援法地域生活支援事業）〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている職員	3191
「障害者110番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている相談員	3081
知的障害者生活支援事業 〔知的障害者通勤寮、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、障害者能力開発施設において実施する事業〕	相談援助業務を行っている職員	3091

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	施設・職種コード
高齢者住宅等安心確保事業 〔高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者円滑入居賃貸住宅（登録住宅）等〕 において実施する事業 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業 （高齢者世話付住宅において実施する事業）	生活援助員	3101
家庭支援電話相談（子ども・家庭110番）事業 （中央児童相談所において実施する事業）	電話相談員	3111
ヴィエトナム難民収容施設 （日本赤十字社が設置するもの）	相談援助業務を行っている指導員	3121
子ども家庭相談事業 〔児童センター、市に設置された児童館において実施〕 する事業	相談援助業務を行っている相談員	3131
乳幼児健全育成相談事業 （保育所、乳児院において実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3141
すこやかテレホン事業 （青少年相談センターにおいて実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3151
知的障害者専門相談（法的助言・相談）事業 （都道府県・指定都市等において実施する事業）	相談援助業務を行っている相談員	3161
地域子育て支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている職員	3201

社会福祉士国家試験関係法令

○ 「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号) (抄)

(定義)

第2条 この法律において「社会福祉士」とは、第28条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者（第47条において「福祉サービス関係者等」という。）との連絡及び調整その他の援助を行うこと（第7条及び第47条の2において「相談援助」という。）を業とする者をいう。

(社会福祉士試験)

第5条 社会福祉士試験は、社会福祉士として必要な知識及び技能について行う。

(受験資格)

第7条 社会福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。以下この条において同じ。）において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目（以下この条において「指定科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者
- 二 学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する基礎科目（以下この条において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「社会福祉士短期養成施設等」という。）において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 三 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「社会福祉士一般養成施設等」という。）において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 四 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）において指定科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、厚生労働省令で定める施設（以下この条において「指定施設」という。）において1年以上相談援助の業務に従事したもの
- 五 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）において基礎科目を修めて卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 六 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が3年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 七 学校教育法に基づく短期大学において指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事したもの
- 八 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 九 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項第二号に規定する養成機関の課程を修了した者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 十 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、指定施設において2年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
- 十一 指定施設において4年以上相談援助の業務に従事した後、社会福祉士一般養成施設等において1年以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者
- 十二 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉司、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者福祉司、社会福祉法 に定める福祉に関する事務所に置かれる同法第15条第1項第一号 に規定する所員、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に定める知的障害者福祉司並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第6条 及び第7条 に規定する社会福祉主事であった期間が4年以上となった後、社会福祉士短期養成施設等において6月以上社会福祉士として必要な知識及び技能を修得した者

附則（平成19年12月5日）

第3条

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、第2条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第7条の規定にかかわらず、附則第1条第三号に掲げる規定の施行の日から同条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して5年を経過する日までの間に実施される社会福祉士試験及び同日後最初に実施される社会福祉士試験を受けることができる。（平成24年12月4日で期間終了）
- 一 附則第1条第三号に掲げる規定の施行の際現に第2条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第7条第十一号に規定する要件に該当する者
 - 二 附則第1条第三号に掲げる規定の施行の日から同条第一号に掲げる日から起算して5年を経過する日までに第2条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第7条第十一号に規定する要件に該当することとなった者

（社会福祉士試験の無効等）

第8条 厚生労働大臣は、社会福祉士試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて社会福祉士試験を受けることができないものとすることができる。

（受験手数料）

第9条 社会福祉士試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が社会福祉士試験を受けない場合においても、返還しない。

（規定の適用等）

第15条 指定試験機関が試験事務を行う場合における第8条第1項及び第9条第1項の規定の適用については、第8条第1項中「厚生労働大臣」とあり、及び第9条第1項中「国」とあるのは、「指定試験機関」とする。

（登録）

第28条 社会福祉士となる資格を有する者が社会福祉士となるには、社会福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

【社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号）（抄）】

（受験手数料）

第12条 法第9条第1項の受験手数料の額は、19,370円（法第38条の規定に基づく厚生労働省令の規定により社会福祉士試験の科目を免除する場合その他厚生労働省令で定める場合には、19,370円を超えない範囲内において実費を勘案して厚生労働省令で定める額）とする。

【社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）（抄）】

（令第12条第1項の厚生労働省令で定める場合及び厚生労働省令で定める額）

第6条の2 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号。以下「令」という。）第12条第1項の厚生労働省令で定める場合は、社会福祉士試験を受けようとする者が同時に精神保健福祉士試験を受けようとする場合とする。

2 令第12条第1項の厚生労働省令で定める額は、第5条の2の規定により社会福祉士試験の科目を免除された場合にあっては16,230円とし、前項に規定する場合にあっては16,840円とする。

○ 「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」（昭和62年厚生省令第49号）（抄）

（指定施設の範囲）

第2条 法第7条第四号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 地域保健法（昭和22年法律第101号）の規定により設置される保健所
- 二 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業を行う施設
- 三 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院及び診療所
- 四 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター
- 五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神保健福祉センター
- 六 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設及び更生施設
- 七 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所
- 八 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人相談所及び婦人保護施設
- 九 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者更生相談所
- 十 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター
- 十一 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子・父子福祉センター
- 十二 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護保険施設及び地域包括支援センター
- 十三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設
- 十四 前各号に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

○ 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長、厚生省児童家庭局長通知)

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)第2条において社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)第7条第4号の規定に基づき厚生労働省令で定める施設を定めたところであるが、各施設における法第2条第1項の福祉に関する相談援助業務の範囲等については別添1、介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等については別添2に示すとおりであるので、参考までに通知する。

別添1

指定施設における業務の範囲等

1 福祉に関する相談援助業務の範囲

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。)第2条第1号から第13号までに定める施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。

- (1) 施行規則第2条第1号に規定する保健所においては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー及び心理判定員
- (2) 施行規則第2条第2号に規定する児童相談所においては、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第13条第1項に規定する児童福祉司、「児童相談所運営指針について」(平成2年3月5日付け児発第133号)第2章第4節に規定する受付相談員、相談員、電話相談員、児童心理司、児童指導員及び保育士
- (3) 施行規則第2条第2号に規定する母子生活支援施設においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第27条第1項に規定する母子支援員(児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第71号)による改正前の児童福祉施設最低基準第27条に規定する母子指導員を含む。)及び少年を指導する職員並びに「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」(平成24年4月5日付け雇発0405第11号)に規定する個別対応職員
- (4) 施行規則第2条第2号に規定する児童養護施設においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第42条第1項及び第5項に規定する児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員及び職業指導員並びに「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」に規定する里親支援専門相談員
- (5) 施行規則第2条第2号に規定する障害児入所施設及び障害児通所支援事業を行う施設(児童発達支援センターに限る。)においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第49条第1項(同条第9項において準用される場合を含む。)、第4項、第12項及び第14項、第58条第1項、第3項及び第6項、第63条第1項、第4項及び第7項並びに第69条に規定する児童指導員、保育士、児童発達支援管理責任者及び心理指導担当職員
- (6) 施行規則第2条第2号に規定する児童心理治療施設においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第73条第1項に規定する児童指導員、保育士、個別対応職員及び家庭支援専門相談員
- (7) 施行規則第2条第2号に規定する児童自立支援施設においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第80条第1項及び第5項に規定する児童自立支援専門員、児童生活支援員、個別対応職員、家庭支援専門相談員及び職業指導員
- (8) 施行規則第2条第2号に規定する児童家庭支援センターにおいては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第88条の3第1項に規定する職員
- (9) 施行規則第2条第2号に規定する障害児通所支援事業を行う施設(児童発達支援センターを除く。)においては、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。)第5条第1項第1号及び第2号、第2項並びに第4項第3号、第4号及び第5号、第54条の6第1項第1号及び第2号、第56条第1項第2号、第3号及び第6号並びに第2項、第66条第1項第1号及び第2号、第2項並びに第4項第3号、第4号及び第5号、第71条の3第1項第1号及び第2号、第71条の8第1項第1号及び第2号並びに第73条第1項第1号及び第2号に規定する児童指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員(心理指導担当職員に限る。)及び訪問支援員(保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る。)並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第6号)による改正前の指定通所基準第66条第1項第1号、第71条の2第1項第1号並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第3号)による改正前の指定通所基準第5条第1項第1号及び第54条の2第1項第1号に規定する指導員
- (10) 施行規則第2条第2号に規定する障害児相談支援事業を行う施設においては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)第3条第1項に規定する相談支援専門員
- (11) 施行規則第2条第3号に規定する病院及び診療所においては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第33条の4に規定する退院後生活環境相談員又は次のアからエまでの相談援助業務を行っている職員
 - ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助
 - イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助
 - ウ 患者の社会復帰に係る相談援助
 - エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動
- (12) 施行規則第2条第4号に規定する身体障害者更生相談所においては、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成15年3月25日付け障発第0325001号)第1に規定する身体障害者福祉司、心理判定員、職能判定員及びケース・ワーカー
- (13) 施行規則第2条第4号に規定する身体障害者福祉センターにおいては、身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)第19条に規定する身体障害者に関する相談に応ずる職員
- (14) 施行規則第2条第5号に規定する精神保健福祉センターにおいては、精神障害者に関する相談援助業務を行っている精神保健福祉相談員、精神保健福祉士、精神科ソーシャルワーカー及び心理判定員
- (15) 施行規則第2条第6号に規定する救護施設及び更生施設においては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第18号)第11条第1項第3号及び第19条第1項第3号に規定する生活指導員
- (16) 施行規則第2条第7号に規定する福祉に関する事務所においては、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第15条第1項第1号に規定する指導監督を行う所員(査察指導員)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第11条の2第1項及び第2項に規定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第13条第1項及び第2項に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第6条及び第7条に規定する社会福祉主事(老人福祉指導主事)、社会福祉法第15条第1項第2号に規定する

現業を行う所員（現業員）、「家庭児童相談室の設置運営について」（昭和39年4月22日付け厚生省発見第92号）別紙（家庭児童相談室設置運営要綱）第5に規定する家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事（家庭児童福祉主事）及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員（家庭相談員）、「福祉事務所における福祉五法の実施体制の整備について」（昭和45年4月9日付け社第74号）に規定する面接相談員、売春防止法（昭和31年法律第118号）第35条第1項及び第2項に規定する婦人相談員並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第8条第1項に規定する母子・父子自立支援員、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社発第0331021号）別添1（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領）3（1）に規定する就労支援事業に従事する就労支援員及び生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員

- (17) 施行規則第2条第8号に規定する婦人相談所にあつては、「婦人相談所設置要綱について」（昭和38年3月19日付け厚生省発社第35号）別紙（婦人相談所設置要綱）第2に規定する相談指導員又は判定員並びに売春防止法第35条第1項及び第2項に規定する婦人相談員
- (18) 施行規則第2条第8号に規定する婦人保護施設にあつては、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号）第8条第1項に規定する入所者を指導する職員
- (19) 施行規則第2条第9号に規定する知的障害者更生相談所にあつては、知的障害者福祉法第13条第1項に規定する知的障害者福祉司、「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」（平成15年3月25日付け障発第0325002号）第1に規定する心理判定員、職能判定員及びケース・ワーカー
- (20) 施行規則第2条第10号に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター及び老人介護支援センターにあつては、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第12条第1項第3号及び同条第2項第1号に規定する生活相談員、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第12条第1項第3号及び第56条第1項第3号に規定する生活相談員、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）第11条第1項第2号及び第37条第1項第2号に規定する生活相談員、同令附則第6条第1項第2号に規定する主任生活相談員及び生活相談員、同令附則第14条第1項第3号に規定する入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話をを行う職員、「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」（昭和52年8月1日付け社老第48号）別紙1（老人福祉センター設置運営要綱）第2条第3項及び第3条第3項における相談・指導を行う職員、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第93条第1項第1号及び第121条第1項第2号並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第20条第1項第1号及び第42条第1項第1号に規定する生活相談員、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第129条第1項第2号、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第5条第1項第1号及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準第97条第1項第1号（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。）に規定する生活相談員、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6第1号イの規定により例によるものとされた介護保険法施行規則等の一部を改正する省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等基準第97条第1項第1号に規定する生活相談員並びに老人介護支援センターにおいて相談援助業務を行っている職員
- (21) 施行規則第2条第11号に規定する母子・父子福祉センターにあつては、「母子・父子福祉施設の設備及び運営について」（平成26年9月30日付け厚生労働省発雇見0930第4号）母子・父子福祉施設設置要綱第1に規定する母子及び父子の相談を行う職員
- (22) 施行規則第2条第12号に規定する介護保険施設にあつては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第2条第1項第2号に規定する生活相談員及び同項第6号に規定する介護支援専門員、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第2条第1項第4号に規定する支援相談員及び同項第7号に規定する介護支援専門員並びに介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第4条第1項第7号及び同条第7項第3号に規定する介護支援専門員、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設にあつては、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第2条第1項第6号、第2項第4号及び第3項第7号に規定する介護支援専門員
- (23) 施行規則第2条第12号に規定する地域包括支援センターにあつては、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する包括的支援事業（同法第115条の45第2項第4号から第6号までに掲げる事業（認知症初期集中支援推進事業を除く。）を除く。）に係る業務を行う職員
- (24) 施行規則第2条第13号に規定する障害者支援施設にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第11条第1項第2号イ(2)、第3号イ(1)及びロ、第4号イ(1)（同号ロにおいて読み替えられる場合を含む。）及びハ、第5号イ(1)及びロ(1)、第6号イ(1)並びに第7号イ(1)に規定する生活支援員、同項第5号イ(2)に規定する就労支援員及び同項第2号イ(3)、第3号イ(2)、第4号イ(2)、第5号イ(3)及びロ(2)、第6号イ(2)並びに第7号イ(2)に規定するサービス管理責任者
- (25) 施行規則第2条第13号に規定する地域活動支援センターにあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）第9条第1項第2号に規定する指導員
- (26) 施行規則第2条第13号に規定する福祉ホームにあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）第10条第1項に規定する管理人
- (27) 施行規則第2条第13号に規定する障害福祉サービス事業にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）第39条第1項第3号、第52条第1項第2号及び第2項、第59条第1項第2号（第2項において読み替えられる場合を含む。）及び第3項、第64条第1項第2号、第65条第1項第2号並びに第75条第1項第2号（第88条において準用する場合を含む。）に規定する生活支援員、同令第64条第1項第3号に規定する就労支援員、同令第39条第1項第4号、第52条第1項第3号、第59条第1項第4号、第64条第1項第4号、第65条第1項第3号及び第75条第1項第3号（第88条において準用する場合を含む。）に規定するサービス管理責任者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第206条の3第1項に規定する就労定着支援員、同令第206条の3第2項及び第206条の14第1項第2号に規定するサービス管理責任者及び同令第206条の14第1項第1号に規定する地域生活支援員
- (28) 施行規則第2条第13号に規定する一般相談支援事業を行う施設にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する

ための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）第3条第2項に規定する相談支援専門員

- (29) 施行規則第2条第13号に規定する特定相談支援事業を行う施設にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第1項に規定する相談支援専門員

2 施行規則第2条第14号に規定する施設及び当該施設において福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲

施行規則第2条第1号から第13号までに掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法第38条第1項第4号及び第5号に規定する授産施設及び宿所提供施設
・「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」（平成20年3月31日付け厚生労働省発社援第0331011号）に基づき配置された指導員
- (2) 児童福祉法第37条に規定する乳児院
・児童指導員、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員及び里親支援専門相談員
- (3) 老人福祉法第29条に規定する有料老人ホーム
・生活相談員
- (4) 指定特定施設入居者生活介護（介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）に該当する同法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）に該当する同法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）に該当する同法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）を行う施設
・生活相談員及び計画作成担当者
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設
・障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）第31条の規定による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）第16条第1項第3号、第17条第1項第3号、第18条第1項第3号、第19条第1項第3号、第38条第1項第3号、第56条第1項第3号、第57条第1項第3号及び第58条第1項第3号に規定する生活支援員並びに「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」（昭和47年7月22日付け社更第128号）別紙（身体障害者福祉工場設置要綱）7に規定する指導員
- (6) 障害者総合支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設
・整備省令第1条の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第16条第1項第2号、第26条第1項第2号及び第4項第2号並びに第37条第1項第2号に規定する精神保健福祉士及び精神障害者社会復帰指導員並びに同令第33条第1項第1号に規定する管理人
- (7) 障害者総合支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設
・整備省令第1条の規定による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号）第28条第1項第3号、第29条第1項第3号、第52条第1項第3号、第53条第1項第3号、第54条第1項第2号及び第63条第1項第3号に規定する生活支援員
- (8) 「高齢者総合相談センター運営事業の実施について」（昭和62年6月18日付け社老第80号）別紙（高齢者総合相談センター運営要綱）に基づく高齢者総合相談センター
・相談援助業務を行っている相談員
- (9) 「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号）に基づく隣保館
・相談援助業務を行っている指導職員
- (10) 都道府県社会福祉協議会
・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年7月27日付け社援発0727第2号）別添17（日常生活自立支援事業実施要領）5（1）に規定する専門員、その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。）を行っている職員
- (11) 市（特別区を含む。）町村社会福祉協議会
・「社会福祉協議会活動の強化について」（平成11年4月8日付け社援第984号）別紙（社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員設置要綱）2に規定する福祉活動専門員その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対するものに限る。）を行っている職員
・「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成27年7月27日付け社援発0727第2号）別添17（日常生活自立支援事業実施要領）5（1）に規定する専門員、その他相談援助業務（主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他の要援護者に対する者に限る。）を行っている職員
- (12) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第3条による改正前の障害者自立支援法第5条第8項に規定する児童デイサービス事業を行っている施設
・相談援助業務を行っている職員
- (13) 児童福祉法第6条の2の2第3項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた指定発達支援医療機関
・児童指導員及び保育士
- (14) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号に規定する施設
・相談援助業務を行っている指導員及びケースワーカー
- (15) 「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和60年5月21日付け厚生省発児第104号）別紙（知的障害者福祉工場設置運営要綱）に基づく知的障害者福祉工場
・相談援助業務を行っている指導員
- (16) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条に規定する刑事施設、少年院法（平成26年法律

- 第58号) 第3条に規定する少年院及び少年鑑別所法(平成26年法律第59号) 第3条に規定する少年鑑別所
- ・ 刑務官、法務教官、法務技官(心理)及び福祉専門官
- (17) 更生保護法(平成19年法律第88号) 第16条及び第29条に規定する地方更生保護委員会及び保護観察所
- ・ 保護観察官、社会復帰調整官
- (18) 更生保護事業法施行規則(平成8年法務省令第25号) 第1条第4項に規定する更生保護施設
- ・ 補導主任及び補導員、福祉職員及び薬物専門職員
- (19) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号) 第29条第1項第2号に基づき設置された労災特別介護施設
- ・ 相談援助業務を行っている指導員
- (20) 「心身障害児総合通園センターの設置について」(昭和54年7月11日付け雇発第514号) 別紙(心身障害児総合通園センター設置運営要綱)に基づく心身障害児総合通園センター
- ・ 相談援助業務を行っている職員
- (21) 児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行っている施設
- ・ 相談援助業務を行っている指導員
- (22) 児童福祉法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業を行っている児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院及び保育所等
- ・ 相談援助業務を行っている職員
- (23) 「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」(平成20年7月22日付け雇発第0722003号) 別紙(母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱)に基づく「母子家庭等就業・自立支援センター事業」及び「一般市等就業・自立支援事業」を行っている施設
- ・ 相談援助業務を行っている相談員
- (24) 児童福祉法第6条の3第6項に基づく地域子育て支援拠点事業を行っている施設
- ・ 相談援助業務を行っている職員
- (25) 「利用者支援事業の実施について」(平成27年5月21日付け府子本第83号・27文科初第270号・雇発0521第1号) 別紙(利用者支援事業実施要綱)に基づく「利用者支援事業」を行っている施設
- ・ 相談援助業務を行っている職員
- (26) 「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」(平成26年9月30日付け雇発0930第4号) 別紙(母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱)に基づく「母子・父子自立支援プログラム策定事業」を行っている施設
- ・ 母子・父子自立支援プログラム策定員
- (27) 「ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の実施について」(平成26年3月31日雇発0331第5号) 別紙(ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業実施要綱)に基づく「就業支援専門員配置等事業」を行っている施設
- ・ 就業支援専門員
- (28) 「重症心身障害児(者) 通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第1110001号) 別紙(重症心身障害児(者) 通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者) 通園事業」を行っている施設
- ・ 児童指導員及び保育士
- (29) 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準第34条第1項第1号に規定する点字図書館及び同条第3号に規定する聴覚障害者情報提供施設
- ・ 相談援助業務を行っている職員
- (30) 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第51号) 第2条による改正前の障害者総合支援法に規定する共同生活介護を行う施設
- ・ 相談援助業務を行っている職員
- (31) 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち療養介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活援助を行う施設
- ・ 相談援助業務を行っている職員
- (32) 整備法第5条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設及び肢体不自由児施設
- ・ 児童指導員及び保育士
- (33) 整備法第5条による改正前の児童福祉法に規定する重症心身障害児施設
- ・ 児童指導員、保育士及び心理指導を担当する職員
- (34) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等及び経過措置に関する省令(平成24年厚生労働省令第40号) 第25条による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第173号) 第3条に規定する相談支援専門員
- (35) 「「地域生活支援事業の実施について」の一部改正について」(平成26年3月31日付け障発0331第1号) による改正前の「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号) 別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記11(3)に基づく「身体障害者自立支援」を行っている施設
- ・ 相談援助業務を行っている職員
- (36) 「地域生活支援事業の実施について」別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記11(4)に基づく「日中一時支援」、別紙1に基づく「障害者相談支援事業」又は別紙4に基づく「障害児等療育支援事業」を行っている施設
- ・ 相談援助業務を行っている職員
- (37) 「精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱の一部改正について」(平成22年3月30日付け障発第0330019号) による改正前の「精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施について」(平成20年5月30日付け障発第0530001号) 別紙(精神障害者地域移行支援特別対策事業実施要綱)に基づく「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を行っている施設
- ・ 地域体制整備コーディネーター及び地域移行推進員
- (38) 「精神障害者地域移行支援特別対策事業の実施について」別紙(精神障害者地域移行・地域定着支援事業実施要綱)に基づく「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」を行っている施設
- ・ 地域体制整備コーディネーター及び地域移行推進員
- (39) 「精神障害者アウトリーチ推進事業の実施について」(平成23年4月25日付け障発0425第4号) 別紙(精神障害者アウトリーチ推進事業実施要綱)に基づく「精神障害者アウトリーチ推進事業」を行っている施設
- ・ 相談援助業務を行っている職員(医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院として必要な職員を除く。)
- (40) 「精神障害者地域生活支援広域調整等事業について」(平成26年3月31日付け障発0331第2号) 別紙2(地域移行・地域生活支援事業実施要綱)に基づく「アウトリーチ事業」、「地域生活支援事業等の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)

別紙2（地域生活支援促進事業実施要綱）の別記2-21（精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業）に基づく「アウトリーチ支援に係る事業」を行っている施設

・相談援助業務を行っている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。）

- (41) 指定通所介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第7項に規定する通所介護をいう。）、同法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービス（以下「基準該当居宅サービス」という。）に該当する同法第8条第7項に規定する通所介護、指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護をいう。）、指定介護予防通所介護（指定介護予防サービスに該当する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいい、医療介護総合確保推進法附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。）若しくは介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス（以下「基準該当介護予防サービス」という。）に該当する旧介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくは指定短期入所生活介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護をいう。）、基準該当居宅サービスに該当する同法第8条第9項に規定する短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。）若しくは基準該当介護予防サービスに該当する同法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護又は第一号通所事業（介護保険法施行規則第140条の63の6第1号イ又はロに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第115条の45の3第1項の指定を受けたものに限る。）をいう。）を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。）

・生活相談員

- (42) 指定通所リハビリテーション（指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションをいう。）若しくは指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。）又は指定短期入所療養介護（指定居宅サービスに該当する同法第8条第10項に規定する短期入所療養介護をいう。）若しくは指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。）を行う施設

・支援相談員

- (43) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）を行う施設

・オペレーター

- (44) 指定夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。）を行う施設

・オペレーションセンター従業者

- (45) 指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護をいう。）又は指定介護予防認知症対応型通所介護（同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス（以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。）に該当する同法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。）を行う施設（老人デイサービスセンターを除く。）

・生活相談員

- (46) 指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。）若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。）又は指定複合型サービス（指定地域密着型サービスに該当する同法第8条第23項に規定する複合型サービスをいう。）を行う施設

・介護支援専門員

- (47) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。）を行う施設

・生活相談員及び介護支援専門員

- (48) 介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行っている事業所

・介護支援専門員

- (49) 介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行っている事業所又は同法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業を行っている事業所

・担当職員

- (50) 「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」（平成12年9月27日付け老発第655号）別紙（生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱）に基づく「生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業」を行っている生活支援ハウス

・生活援助員

- (51) 「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日付け老発第0609001号）に基づく「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」を行っている高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）、多くの高齢者が居住する集合住宅等

・相談援助業務を行っている生活援助員

- (52) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅

・相談援助業務を行っている職員

- (53) 「地域福祉センターの設置運営について」（平成6年6月23日付け社援地第74号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく地域福祉センター

・相談援助業務を行っている職員

- (54) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領）3（1）に規定する就労支援事業を行っている事業所

・就労支援員

- (55) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添16（ひきこもり支援推進事業実施要領）に基づくひきこもり地域支援センター

・ひきこもり支援コーディネーター、その他相談援助業務を行っている職員

- (56) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添33（地域生活定着促進事業実施要領）に基づく地域生活定着支援センター
・相談援助業務を行っている職員
- (57) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17（社会的包摂・「絆」再生事業実施要領）に基づくホームレス総合相談推進業務を行っている事業所
・相談援助業務を行っている相談員
- (58) 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17（社会的包摂・「絆」再生事業実施要領）に基づくホームレス自立支援センター
・生活相談指導員
- (59) 「被災者支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）による被災者生活支援事業の実施について」（平成27年4月9日付け雇児発0409第10号・社援発第0409第2号）別添1（被災者見守り・相談支援事業（地方自治体等実施分）実施要領）、「被災者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）による被災者支援事業の実施について」の一部改正について」（平成28年5月10日付け健発0510第9号・雇児発0510第2号・社援発第0510第6号・老発0510第1号）による改正前の「被災者健康・生活支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）による被災者生活支援事業の実施について」別添1（地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業実施要領）、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添17（社会的包摂・「絆」再生事業実施要領）第3の2又は「平成21年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の運営について」（平成21年8月20日付け老発0820第5号）の別紙「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領」の別記1（地域支え合い体制づくり事業）に基づき、東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所
・相談援助業務を行っている職員
- (60) 「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」（平成29年5月17日社援発第0517号）による改正前の「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添17（地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり等事業実施要領）及び「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」別添20（被災者見守り・相談支援等事業実施要領）に基づき、被災者に対する相談援助業務を実施する事業所
・相談援助業務を行っている職員
- (61) 「平成21年度緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事業）の運営について」（平成22年1月28日付け社援発0128第1号）別添1（自立相談支援モデル事業運営要領）に基づく自立相談支援機関及び同通知別添4（家計相談支援モデル事業運営要領）に規定する家計相談支援モデル事業を行っている事業所
・主任相談支援員、相談支援員、就労支援員及び家計相談支援員
- (62) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関、同法第3条第4項に規定する生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所及び同法第3条第5項に規定する生活困窮者家計改善支援事業を行っている事業所
・主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、就労支援準備担当者及び家計改善支援員（生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）第1条の規定による改正前の生活困窮者自立支援法第2条第6項に規定する生活困窮者家計相談支援事業に従事する家計相談支援員を含む）
- (63) 生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業を行っている事業所
・就労支援員
- (64) 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第14条に規定する発達障害者支援センター
・「発達障害者支援センター運営事業の実施について」（平成17年7月8日付け障発第0708004号）別紙（発達障害者支援センター運営事業実施要領）に規定する相談支援を担当する職員及び就労支援を担当する職員
- (65) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第19条第1項第2号に規定する広域障害者職業センター
・障害者職業カウンセラー
- (66) 障害者の雇用の促進等に関する法律第19条第1項第3号に規定する地域障害者職業センター
・障害者職業カウンセラー及び職場適応援助者
- (67) 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第82号）による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2の3第1項第1号に規定する第1号職場適応援助者助成金又は障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第20条の2の3第1項第1号に規定する訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人
・第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
- (68) 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第96号）第3条の規定による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「旧法」という。）第27条に規定する障害者雇用支援センター
・旧法第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員
- (69) 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第81号）による改正前の雇用保険法施行規則第118条の3第6項に規定する障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）のうち、訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人
・訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行っている者
- (70) 障害者の雇用の促進等に関する法律第27条に規定する障害者就業・生活支援センター
・「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」（平成14年5月7日付け職高発第0507004号、障発第0507003号）別紙2（障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）実施要綱）に規定する主任就業支援担当者、就業支援担当者及び主任職場定着支援担当者並びに同通知別紙3（障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）実施要綱）に規定する生活支援担当職員
- (71) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第8条に規定する公共職業安定所
・精神障害者雇用トータルサポーター、発達障害者雇用トータルサポーター及び雇用トータルサポーター（大学等支援分）
- (72) 「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱」（平成21年3月31日付け20文科生第8117号文部科学大臣決定）別記（スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領）に基づく教育機関及び「教育支援体制整備事業費補助金（いじめ対策等総合推進事業）交付要綱」（平成25年4月1日付け文部科学大臣決定）別記（スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領）に基づく教育機関
・スクールソーシャルワーカー
- (73) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第29条に規定する難病相談支援センター
・難病相談支援員
- (74) 「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の実施について」（平成19年5月25日付け障発0525001号）に基づく高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関
・支援コーディネーター

- (75) 「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」(平成 29 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 49 号) 別添(「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱)に基づく子ども家庭総合支援拠点
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (76) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条に規定する母子健康包括支援センター
 - ・同法第2項第2号に規定する母子保健に関する各種の相談に応ずる職員
- (77) 厚生労働省が委託する地域若者サポートステーション事業により設置される地域若者サポートステーション
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (78) 「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」(平成 22 年 2 月 23 日付け内閣府政策統括官(共生社会政策担当)決定)に基づく子ども・若者総合相談センター
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (79) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 29 号)に基づき策定された成年後見制度利用促進基本計画における「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (80) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に基づく基幹相談支援センター
 - ・相談援助業務を行っている職員
- (81) 裁判所法に基づく家庭裁判所
 - ・家庭裁判所調査官
- (82) 児童福祉法第19条の22に規定する小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行っている事業所
 - ・「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業実施要綱」(平成29年5月22日付け健発0522第1号)に規定する小児慢性特定疾病児童等自立支援員
- (83) 医療的ケア児等総合支援事業の実施について(平成31年3月27日付け障発0327第19号)に基づく「医療的ケア児等とその家族への支援」を行っている事業所・医療的ケア児等コーディネーター
- (84) 生活保護法第30条に規定する日常生活支援住居施設
 - ・「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」(令和2年厚生労働省令第44号)第10条第1項に規定する生活支援員及び同条第3項に規定する生活支援提供責任者
- (85) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第17条の2に規定する産後ケア事業を実施する施設
 - ・同条に規定する相談に応ずる職員
- (86) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成十三年法律第三十一号)第3条に基づく配偶者暴力相談支援センター
 - ・同法第4条の婦人相談員
- (87) 施行規則第2条第1号から第13号まで及び上記(1)から(86)までに定める施設以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設
 - ・当該施設において、福祉に関する相談援助業務を行っている相談員

3 業務従事期間の計算方法

福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、上記1及び2に掲げる者として、当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤(労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。)に従事した期間を通算して計算するものとする。

4 2 (87) の厚生労働大臣の個別認定の取扱い要領

- (1) 認定基準
 - ア 当該施設における業務として、各種の福祉に関する相談援助業務を行うことが、定款、実施要領等において明記されていること。
(福祉に関する相談援助とは認められないものの例)
医療相談、専ら職業紹介に関する相談を行うもの等
 - イ 上記1及び2の(1)から(86)までに定める職種と同等以上の福祉に関する相談援助業務を行っている相談員が配置されていること。
- (2) 認定の手続
 - ア 社会福祉士養成施設等への入学又は入所に際して2(87)に係るものについては、社会福祉士養成施設等において取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。
 - イ 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第7条第4号又は第7号に係る社会福祉士受験者については、同法第10条第1項に規定する指定試験機関が取りまとめ、受験票を受験生あて送付する前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。
(別記様式(略))

○ 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和63年2月12日社庶第30号厚生省社会局庶務課長、厚生省児童家庭局企画課長通知)(抄)

1 業務従事期間の認定

過去において福祉に関する相談援助の業務又は介護等の業務に従事していた期間を有する者については、従事していた時期、現在の職業等を問わず、当該従事していた期間について業務経験を認定するものであること。

2 福祉に関する相談援助の業務の範囲

- (1) 局長通知別添1に掲げる者には、次の①及び②に掲げる者が含まれること。
 - ① 相談援助の業務を行うことが業務分掌上明確になっている相談員等及び施設又は事業の最低基準等に定める名称以外の名称の職員(相談員等、相談援助の業務が本来業務として明確に位置付けられている者が含まれる。)であって、その主たる業務が福祉に関する相談援助の業務であるもの
 - ② 当該施設又は事業における福祉に関する相談援助の業務以外の業務を兼務している職員(そのことが辞令により明確になっている職員に限る。)であって、その主たる業務が福祉に関する相談援助の業務であるもの

○ 「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第1号ワ及び第5条第14号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第1号ワ及び第5条第14号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第4条第6号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業」（昭和62年厚生省告示第203号）（抄）
〔「相談援助実習」における実習施設〕

- 1 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号。以下「養成施設規則」という。）第3条第1号ワ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省令・厚生労働省令第2号。以下「学校規則」という。）第3条第1号ワ及び社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省令・厚生労働省令第3号）第4条第6号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。
 - 1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童相談所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、指定発達支援医療機関、障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業
 - 2 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院及び診療所
 - 3 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者更生相談所及び身体障害者福祉センター
 - 4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神保健福祉センター
 - 5 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設、更生施設、授産施設及び宿泊提供施設
 - 6 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所及び市町村の区域を単位とする社会福祉協議会の事務所
 - 7 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人相談所及び婦人保護施設
 - 8 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者更生相談所
 - 9 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する広域障害者職業センター、地域障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター
 - 10 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター及び有料老人ホーム並びに老人デイサービス事業
 - 11 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子・父子福祉センター
 - 12 更生保護事業法（平成7年法律第86号）に規定する更生保護施設
 - 13 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設、介護医療院及び地域包括支援センター並びに居宅サービス事業のうち通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護又は特定施設入居者生活介護を行う事業、地域密着型サービス事業のうち地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は複合型サービスを行う事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業のうち介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を行う事業、地域密着型介護予防サービス事業のうち介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業、介護予防支援事業並びに地域支援事業のうち第一号通所事業又は第一号介護予防支援事業
 - 14 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
 - 15 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）に規定する発達障害者支援センター
 - 16 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設、福祉ホーム及び地域活動支援センター並びに障害福祉サービス事業のうち療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を行う事業並びに一般相談支援事業又は特定相談支援事業
 - 17 高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法第10条の4第1項第2号に規定する便宜又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第8条第1項第6号に規定する障害者サービスのうち同法附則第34条の規定による改正前の身体障害者福祉法第4条の2第3項に規定する身体障害者デイサービスを供与し、あわせて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供するための施設
 - 18 前各号に準ずる施設又は事業

○ 社会福祉士養成課程における相談援助実習を行う実習施設等の範囲について
（平成20年11月11日社発第1111001号厚生労働省社会・援護局長通知）

社会福祉士養成課程における相談援助実習を行う実習施設等の範囲については、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第3条第1号ワ及び第5条第14号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第3条第1号ワ及び第5条第14号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第4条第6号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（昭和62年厚生省告示第203号。以下「実習施設等告示」という。）に定められているところであるが、実習施設等告示第1項第18号に掲げる施設又は事業を下記のとおり定め、平成21年4月1日より適用することとしたので、参考まで通知する。

記

1. 「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」（昭和47年7月22日付け社更第128号）別紙（身体障害者福祉工場設置運営要綱）に基づく身体障害者福祉工場
2. 「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和60年5月21日付け厚生省発第104号）別紙（知的障害者福祉工場設置運営要綱）に基づく知的障害者福祉工場
3. 「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成15年11月10日付け障発第1110001号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく「重症心身障害児（者）通園事業」を行う施設
4. 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日付け社援発第0331021号）別添14（ホームレス自立支援事業実施要領）に基づくホームレス自立支援センター
5. 「地域福祉センターの設置運営について」（平成6年6月23日付け社援地第74号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく地域福祉センター
6. 「隣保館の設置及び運営について」（平成14年8月29日付け厚生労働省発社援第0829002号）に基づく隣保館
7. 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する小規模住居型児童養育事業を行う施設
8. 「市町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」（平成29年3月31日付け雇児発0331第49号）別添（「市町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱）に基づく子ども家庭総合支援拠点
9. 「子育て世代包括支援センターの設置運営について」（平成29年3月31日付け雇児発0331第5号）に基づく子育て世代包括支援センター
10. 厚生労働省が委託する地域若者サポートステーション事業により設置される地域若者サポートステーション
11. 「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」（平成22年2月23日付け内閣府政策統括官（共生社会政策担当）決定）に基づく子ども・若者総合相談センター
12. 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき策定された成年後見制度利用促進基本計画における「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関
13. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく基幹相談支援センター
14. 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社第29号厚生省社会局長・児童家庭局長通知）別添1の2において掲げる施設（上記1から13まで及び実習施設等告示に定められている施設を除く。）
15. 次のいずれの条件も満たすいわゆる独立型社会福祉士事務所
 - (1) 社団法人日本社会福祉士会へ登録している社会福祉士が開設した事務所であること。
 - (2) 独立型社会福祉士事務所を開業して3年以上の実績を有していること。
 - (3) 利用者からの相談に応ずるために必要な広さを有する区画が設けられていること。
 - (4) 他の独立型社会福祉士事務所等との連携が確保されているなど、適切な実習指導体制が整っていること。
 - (5) 事故発生時等の対応として、損害賠償保険等に加入していること。
16. 福祉に関する業務を行うことが定款、実施要綱等において明記されている法人

3 入学申込手続き

入学申込
フォーム



1. 入学資格と必要な証明書類一覧

本学院への入学申込にあたっては、最終学歴、実務経験の有無・年数により、必要となる書類が異なります。下記により必要な書類を確認の上、**レターパックライト等**にて送付ください。

なお、「実務経験」は、指定職種における相談援助の実務経験に限られます（詳細は、22～44ページでご確認ください）。また、申込書類は返却いたしません。○＝必須 △＝対象となる場合必要

	参照 ページ	社会福祉 主事修了 +実務2年	福祉系大学 (4年)卒業 (実習免除)	福祉系大学 (4年)卒業 (要実習)	福祉系短大 (2～3年)卒 +実務経験	福祉事務所(行政) の査察指導員等の 実務経験
法第7条 ※18ページ参照		9号	2号	2号	5、8号	12号
① 入学申込フォーム	46	○	○	○	○	○
② 提出前のチェックリスト表	57	○	○	○	○	○
③ 社会福祉主事養成機関の 修了証明書	46	○ ※中央福祉学院 修了者は提出不要				
④ 出身大学・短期大学の 卒業(見込)証明書(申込 時3か月以内発行のもの)	46		○	○	○	
⑤ 基礎科目履修証明書	46		○	○	○	
⑥ 別紙1 実務経験申告書	46～48	○	○		○	○
⑦ 別紙2 実務経験証明書(個票)	46～50	○	○		○	○
⑧ 別紙2-2 ※非常勤の場合 非常勤就労時間証明書	51	△	△		△	△
⑨ 別紙2-3 ※兼務職の場合 主たる業務：福祉に関する 相談援助の業務 証明書	52	△	△		△	△
⑩ 別紙3 ※ 所属長推薦状	53	△	△	△	△	△
⑪ 入学選考料(5,100円) 受領書送付様式	54	△	△	△	△	△

※⑩と⑪は、いずれかが必要です。(推薦申込の場合は⑩推薦状、一般申込の場合は⑪入学選考料)

書類作成、提出上の注意

- ・提出書類などの不備、記入もれや不明確な記述があった場合には、選考の対象にできない場合がありますので、十分ご注意ください。
- ・提出書類は、黒ボールペンを使用し、記入してください(消える筆記用具は不可)。
- ・書類のデータ入力用様式は、中央福祉学院ホームページ(<https://www.gakuin.gr.jp>)からダウンロードして作成してください。【講座を探す→社会福祉士通信課程(短期養成コース)】

2. 各書類記入要領

①入学申込フォーム

<https://forms.gle/zDmrUEvDBfX5ocmb9>

こちらのGoogleFormにアクセスし、必要事項を記入して送信してください。



②提出前のチェックリスト表（要郵送）

項目を確認し、提出書類がそろっていることを確認し、チェックを記入してください。

③社会福祉主事養成機関の修了証明書

中央福祉学院で社会福祉主事任用資格を取得している場合は、修了証明書の提出は不要です。 その場合、提出前のチェックリスト表（57ページ）の所定欄に学籍番号または修了年度を記入してください。 中央福祉学院以外で社会福祉主事任用資格を取得している場合は、当該の養成機関で発行する修了証明書を提出してください。

④出身大学・短期大学等の卒業（見込）証明書

卒業証明書原本を添付してください。なお、2024年4月15日までに卒業見込の方は、卒業見込証明書で代えることができますが、本通信課程への入学後に卒業証明書を提出していただきます。

⑤基礎科目履修証明書

各出身大学等の「基礎科目履修証明書」の様式で提出していただきます。中央福祉学院ホームページ (<https://www.gakuin.gr.jp/>) にも掲載していますので、必要な方はダウンロードしてください。「社会福祉主事任用資格科目履修証明」は無効です。

⑥「実務経験（見込）申告書」（別紙1）／⑦「実務経験 見込」証明書（個票）」（別紙2）

(1) 作成上の注意

「実務経験（見込）申告書」「実務経験（見込）証明書（個票）」は、受講者が社会福祉士国家資格を取得した後も、本学院で保存する書類です。また、受講者の職種内容について虚偽または不正の疑いがあり、厚生労働省等の関係機関から請求があった場合は、本学院に報告義務が課せられています。

受講中に書類の内容に虚偽または不正が判明した場合は、受講決定を取消し、それまでの履修科目・スクーリングの出席履修状況はすべて無効となります。その場合でも、受講料は返却しません。

本学院卒業後、または社会福祉士国家資格取得後において、書類の内容に虚偽または不正が判明した場合は、「社会福祉士及び介護福祉士法」第32条第1項第2号の定めにより、社会福祉士資格登録の取消処分を受けますので、実務経験の申告及び証明については、くれぐれも正確に記載するように注意してください。

文字を訂正する場合は、必ず二重線で消して加筆し、必ず証明権者の公印で訂正印を捺印してください。

(2) 実務経験として認められるもの

申告者が勤務している（していた）施設の種別および申告者が従事している（していた）職種が、ともに、相談援助業務の実務経験として認められる職種（22～44ページ）に該当している場合のみ、実務経験として認められます。

社会福祉主事通信課程修了後から、2年間の期間を、本課程受講開始日令和6（2024）年4月16日の前に満了していることが必要です。主事取得中、または主事取得前の期間はカウントできません。

なお、入学申込時に、「実務経験（見込）証明書（個票）」を、『従事する見込である』で申し込まれた場合は、入学後、あらためて『従事した』ことを証明する「実務経験（見込）証明書（個票）」を提出していただきます。

(3) 作成方法等

① 「実務経験（見込）申告書」（別紙1）について

「実務経験（見込）申告書」（別紙1）は、申込者本人が作成するものです。証明権者欄には「実務経験（見込）証明書（個票）」（別紙2）に証明を受けた施設・機関の代表職名および氏名と内容が一致するように作成してください。

② 「実務経験（見込）証明書（個票）」（別紙2）について

（ア）証明について

実務経験に該当する職種のみについて当該施設・機関から証明を受けてください。下部の証明内容はご本人が記入しても差し支えありません。その際、職種欄には必ず「相談援助業務の実務経験として認められる職種」（22～44ページ）に記載されているコード・職種名をそのまま記入してください。所属していた施設等が2か所以上ある場合、それぞれの施設・機関ごとに「実務経験（見込）証明書（個票）」（別紙2）を作成し、証明を受けてください。

ただし、実務経験は入学資格で求められている期間が証明されていれば足りるので、実務経験に該当する職歴のすべてにわたって証明を受ける必要はありません。

（イ）種類について

- **社会福祉施設および機関職員用**＝社会福祉施設での実務経験及び福祉事務所、児童相談所、保健所などの行政機関での実務経験についての証明を受ける場合に使用してください。
- **医療機関職員用**＝病院、診療所などの医療機関における実務経験についての証明を受ける場合に使用してください。
- **社会福祉協議会職員用**＝社会福祉協議会における実務経験について証明を受ける場合に使用してください。ただし、居宅介護支援事業を行っている事業所、指定通所介護を行う施設、地域福祉センターなど社会福祉協議会が経営（運営）する施設・機関での実務経験については、施設・機関職員用で証明を受けてください。

記入見本

※別紙1は申込者本人が作成し、別紙2は施設・機関に作成いただきます。

※申告の内容について、虚偽又は不正が判明した場合は、「社会福祉士及び介護福祉士法」の定めにより社会福祉士登録の取り消しをうけます。受講中判明した場合は受講決定取消となり、履修・出席科目は全て無効となります。

別紙 1

※黒の消えないボールペンで記入してください

この用紙の各欄に記入するときは、黒ボールペンを使用してください (消せるペンは不可)

実務経験(見込)申告書

受講申込者本人が記入

(西暦) 2023年11月22日

社会福祉人 全国社会福祉協議会
中央福祉学院長様

申告者 神奈川県三浦郡葉山町
住所 上山口1560-44-808

氏名 桜 咲子

私の相談援助に関する実務経験は、次の通りですので、所属長等の証明書を添えて、申告いたします。

コード	所属していた(している)機関・施設等 (コード表の施設種類名を併記)	職種 (コード表の通りに記入)	期間	証明権者 (別紙2)の施設・機関代表者の職名と氏名)
2632	学院町社会福祉協議会 (市町村社会福祉協議会)	相談援助を行っている専任の職員	(西暦) 2022年4月1日) 2023年3月31日	学院町社会福祉協議会 事務局長 勉強史郎
2011	ロフォス デイサービスセンター (指定通所介護を行う施設)	生活相談員 兼 介護職員	(西暦) 2023年4月1日) 2024年3月31日 (見込)	ロフォス デイサービスセンター センター長 合格史陽
			(西暦) 年 月 日) 年 月 日	
			期間合計 2年0か月	

(見込)

- (注) 1. 実務経験証明書(個票)別紙2の証明事項は、上記本欄の内容と一致させてください。
- 2. 職種については、22~44ページを参照のうえ、該当するコード・職種を正確に記載してください。
- 3. 証明内容を訂正する場合は二重線で消し、申告者の印を押印してください。
なお、修正液による訂正や訂正印がない場合は認められません。
- 4. 社会福祉主事通信課程の修了後または短期大学等卒業後の相談援助業務を記入します。
主事修了前、短期大学等卒業前の経験はカウントできません。

記入見本 ※申告の内容について、虚偽又は不正が判明した場合は、「社会福祉士及び介護福祉士法」の定めにより社会福祉士登録の取り消しをうけます。受講中判明した場合は受講決定取消となり、履修・出席科目は全て無効となります。

別紙 2 施設・機関職員用

※黒の消えないボールペンで記入してください

この用紙の各欄に記入するときは、黒ボールペンを使用してください
(消せるペンは不可)

実務経験（見込）証明書（個票）

(西暦) 2023年 11月 22日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 中央福祉学院長

②施設・機関が記入

施設・機関の所在地及び名称	〒240-0197 神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-44
代表者氏名 (役職・氏名)	社会福祉法人桜咲蔵記念会 ロフォスデイサービスセンター センター長 合格史陽
電話番号	046-858-1355

ロフォス
デイサービス
センター
証明印

次の者は、以下のとおり当施設・機関において、

作成日時時点で入学・実習免除に必要な期間が不足し、従業期間に見込みを含む場合、こちらにチェックを入れてください

従事した
 従事する見込みである

ことを証明します。

①本人が記入も可

ふりがな	さくら さくこ	生 年 月 日
氏 名	桜 咲子	西暦 1988年 8月 8日生
施設・機関の名称	ロフォスデイサービスセンター	
施設(事業)等種類	指定通所介護を行う施設	コード
職 種	生活指導員 兼 介護職員	2 0 1 1
業 期 間	(西暦) 2023年 4月 1日から	
	(西暦) 2024年 3月 31日まで	
<small>本学院入学申込時に、入学・実習免除に必要な従業期間に満たない方は、2024年4月15日まで必要な従業期間を満たす見込みの日までを記入してください(1日でも不足する場合は、入学・実習免除要件として認められません)。</small>		
雇用形態 (いずれかに✓をつける)	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤職員	<input type="checkbox"/> 非常勤職員 <small>非常勤職員の場合「別紙2-2」の非常勤就労時間証明書が必要です。</small>

別紙1と同じ施設種類名・職種を記入してください

- (注) 1. 職種については、22~44ページを参照のうえ、該当するコード・職種を正確に記載してください。
2. 証明内容を訂正する場合は二重線で消し、代表者の職印(証明印)で訂正印を押してください。修正液での訂正、訂正印がない場合は、証明書として無効ですので注意してください。
3. 複数の施設・機関での経験を証明する場合は本証明書(個票)は施設・機関ごとに作成ください。
4. 社会福祉主事通信課程修了または短期大学等卒業後の相談援助業務を記入します。
主事修了前、短期大学等卒業前の経験はカウントできません。

記入見本

※申告の内容について、虚偽又は不正が判明した場合は、「社会福祉士及び介護福祉士法」の定めにより社会福祉士登録の取り消しをうけます。受講中判明した場合は受講決定取消となり、履修・出席科目は全て無効となります。

別紙 2 社会福祉協議会職員用

この用紙の各欄に記入するときは、黒ボールペンを使用してください
(消せるペンは不可)

※ 市(区)町村社会福祉協議会が経営(運営)する施設・機関に勤務する方は、(施設・機関職員用)で実務経験の証明を受けてください。

実務経験(見込)証明書(個票)

(西暦) 2023年 11月 22日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 中央福祉学院長

②社会福祉協議会が記入

施設・機関の所在地及び名称	〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
代表者氏名(役職・氏名)	学院町社会福祉協議会 事務局 勉強 勉強 史郎
電話番号	03-0000-□□□□



次の者は、以下のとおり当社会福祉協議会において、専任で下記の内容の

作成日時点で入学・実習免除に必要な期間が不足し、従業期間に見込みを含む場合、こちらにチェックを入れてください

従事した
 従事する見込みである

ことを証明します

①本人が記入も可

いずれかを○で囲んでください

ふりがな	さくら さくこ	生 年 月 日	西暦 1988年 8月 8日生
氏 名	桜 咲子		
社会福祉協議会称	学院町社会福祉協議会		
都道府県・指定都市・市(区)町村	都道府県・指定都市・ <u>市(区)町村</u> 社会福祉協議会 (いずれかを丸で囲む)		
職 種	いずれかに✓をつけてください。		
	2 6 2 1	(日常生活自立支援事業) 専門員	
	2 6 2 2	相談援助業務を行っている職員(都道府県・指定都市社協) ☆注	
	2 6 3 1	福祉活動専門員	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2 6 3 2	相談援助業務を行っている職員(市(区)町村社協) ☆注	
従 業 期 間	(西暦) 2022年 4月 1日から		
	(西暦) 2023年 3月 31日まで		
	本学院入学申込時に、入学・実習免除に必要な従業期間に満たない方は、2024年4月15日までに必要な従業期間を満たす見込みの日までを記入してください(1日でも不足する場合は、入学・実習免除要件として認められません)。		
雇 用 形 態	<input type="checkbox"/> 常勤職員		
	<input checked="" type="checkbox"/> 非常勤職員 非常勤職員の場合「別紙2-2」の非常勤就労時間証明書が必要です。		

- (注) ☆ 主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他要援護者に対するものに限る。
1. 証明内容を訂正する場合は二重線で消し、代表者の職印(証明印)で訂正印を押してください。修正液での訂正、訂正印がない場合は、証明書として無効ですので注意してください。
 2. 複数の施設・機関での経験を証明する場合は本証明書(個票)は施設・機関ごとに作成ください。
 3. 社会福祉主事通信課程修了または短期大学等卒業後の相談援助業務を記入します。
主事修了前、短期大学等卒業前の経験はカウントできません。

⑧「実務経験(見込)証明書付属証明書 非常勤 就労時間証明書」(別紙2-2)

別紙2「実務経験証明書」で証明された期間が非常勤雇用だった場合、就業規則または雇用契約等における1週間の就労時間を証明いただく必要があります。

併せて、常勤職員の就業規則上の就労時間を記入いただきます。

労働時間が当該施設常勤者のおおむね4分の3以上であることが必要です。

証明者は、別紙2「実務経験証明書」の証明者と同一か、または公印のある職位が上席の方に依頼してください。

記入見本

別紙 2-2 施設・機関職員／医療機関職員／社会福祉協議会職員 共通

実務経験(見込)証明書付属証明書

非常勤 就労時間証明書

●別紙2で、雇用形態の欄において「非常勤」に○をつけた方は、本紙を必ず添付して提出する必要があります。

(西暦) 2023年 11月 22日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 中央福祉学院長 様

施設・機関の所在地及び名称	〒240-0197 神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-44 社会福祉法人桜咲蔵記念会 ロフォスデイサービスセンター
代表者氏名(役職・氏名)	センター長 合格史陽
電話番号	046-858-1355



別紙2「実務経験(見込)」証明書における氏名 **桜 咲子** の相談援助実務を行っていた際の雇用形態は非常勤である。

その就労時間は(1)の通り就業規則・雇用契約等で定められていた。

なお、常勤職員の就労時間は、(2)の通り就業規則に定められている。

(1) 本人(非常勤雇用時)の1週間の就労時間	35 時間
(2) 常勤職員の1週間の就労時間	40 時間

⑨「実務経験(見込)証明書付属証明書 主たる業務：福祉に関する相談援助の業務証明書」(別紙2-3)

別紙2「実務経験証明書」で証明された相談援助業務が兼務職であった場合、相談援助業務が主たる業務であることの証明書を作成いただきます。

証明者は別紙2「実務経験証明書」の証明者と同一か、または公印のある職位が上席の方に依頼してください。

記入見本

別紙 2-3 施設・機関職員／医療機関職員／社会福祉協議会職員 共通

実務経験（見込）証明書付属証明書

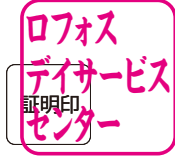
主たる業務：福祉に関する相談援助の業務 証明書

●別紙2で、職種（法令上の職種）が兼務職である場合、本紙を提出する必要があります。

(西暦) 2023年 11月 22日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 中央福祉学院長 様

施設・機関の所在地及び名称	〒240-0197 神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-44 社会福祉法人桜咲蔵記念会 ロフォスデイサービスセンター
代表者氏名 (役職・氏名)	センター長 合格史陽
電話番号	046-858-1355



別紙2「実務経験(見込)」証明書における氏名 桜 咲子 について、
相談援助実務を行っていた際の職種は兼務職であったが、主たる業務が福祉に関する相談援助の業務であることを証明します。

⑩所属長推薦状（別紙3）

推薦申込の場合は必ず提出してください。推薦状の提出があれば、「⑫入学選考料」の支払いは免除となります。必ず所属長の直筆署名または公印の捺印が必要です。

必ず申込者より職位が上席の方の推薦となります。

申込者が理事長・社長の場合、推薦申し込みはできず、一般申込〔入学選考料 5,100 円を支払い、本課程の志望動機（300～400字）を記入〕となります。

※ 黒ボールペンで記入してください。

※ パソコンでの作成も可能です。ただし、所属長氏名は、必ず直筆による署名の記入または公印の捺印が必要となります。

別紙 3	記入見本	
所属長推薦状		この用紙の各欄に記入するときは、黒ボールペンを使用してください (消せるペンは不可)
(西暦) 2023年 11月 22日		
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 中央福祉学院長 様		
ふりがな	さくら さくこ	性別
申込者氏名	桜 咲子	<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女
		生 年 月 日 西暦1988年 8月 8日
上記の者は、全国社会福祉協議会 中央福祉学院 社会福祉士通信課程への入学を志望しております。入学者として適当と認め推薦します。		
(所属先) 勤務先名	社会福祉法人桜咲蔵記念会 ロフォスデイサービスセンター	
所属長の役職名	センター長	
所属長氏名	合格 史陽	直筆による署名 または公印の押印
		ロフォス デイサービス センター長
<p>推薦理由</p> <p>本職員は、本デイサービスにおいて中心的な役割を担っています。</p> <p>学院町社協での相談援助業務の経験を活かし、利用者、家族、ご近所おひとりおひとりの意見に耳を傾け、よりよい生活の実現のための相談援助活動を日々行っています。</p> <p>また、日常から勉強熱心で何事にも学ぶ姿勢で臨みます。</p> <p>貴学において、ソーシャルワーカーとしての知識を上げ、スキルを高めることを希望しており、また、本課程履修に必要なスクーリングにかかる本人の休日(出張)の調整を十分に行い、勉強が滞りなく深まるよう組織として支援します。国家試験に合格し、必ず本センターや地域にその力を発揮・還元することを期待し、受講者として推薦します。</p>		
必ず申込者より職位が上席の方の推薦となります。 申込者が理事長・社長の場合、推薦申し込みはできず、一般申込（入学選考料5,100円を支払い、志望動機を申込フォームに記入）となります。		

⑪入学選考料

- (1) 一般申込（所属長推薦状がない場合）の入学選考料は**5,100円**です（推薦申込の場合、入学選考料は免除）。
- (2) 入学選考料は、入学申込書の受理後はお返できません（一般申込として申し込みされた後、推薦申込の出願要件を満たしても、入学選考料の返金はいたしかねますので、あらかじめお含みおきください）。

《入学選考料納付についての注意事項》

ア. 郵便振替により次の金融機関の口座あてに払い込んでください。なお郵便振替等に要する費用は、入学申込者の負担となります。

郵便振替 の場合	[金融機関名] ゆうちょ銀行東京貯金事務センター [口座番号] 00170-7-94044 [口座名義] <small>しゃかいふくしほうじん ぜんこくしゃかいふくしきょうざい ちゅうおうふくしがくいん じゅこうりょうぐち</small> 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 中央福祉学院（受講料口）
-------------	---

イ. 入学選考料5,100円の金融機関の受領書を以下のいずれかの方法によりお送りください。

- ①画像をEメールに添付して送信
- ②別紙 選考料受領書送付様式に貼付し、他の書類と併せて郵送

ウ. 振込票には必ず、平日の日中に連絡がとれる携帯番号とご住所をご記入ください。

⑫実習小論文（申込フォームに入力）

指定施設において1年以上の相談援助実務経験がなく、ソーシャルワーク実習の履修が必要な方は、実習小論文の提出が必要です。

所定の申込フォームの課題について3,200～3,600字以内で論述し、送信してください。

段落替えをするときはエンターキーを押し、1文字下げってから書き始めてください。

4

入学申込

① 所定の申込フォームに入力したデータを送信してください。

入学申込
フォーム



② 提出書類をまとめてレターパックライト（370円／青い専用封筒）で郵送してください。

※以下のうち提出が必要な書類は、45ページにてご確認ください。

- ・提出前のチェックリスト表
- ・別紙1 実務経験申告書
- ・別紙2 実務経験証明書
- ・別紙2-2 非常勤就労時間証明書（非常勤の場合）
- ・別紙2-3 主たる業務：福祉に関する相談援助の業務 証明書（兼務の場合）
- ・別紙3 所属長推薦状（推薦申込の場合）
- ・入学選考料 5,100円の領収書送付様式（一般申込の場合）
- ・福祉系（4年）大学・福祉系短大（2～3年）卒業証明書（該当する場合）
- ・社会福祉主事養成機関修了証明書（該当する場合）
- ・フォームに入力できないご氏名で正しい漢字の記載されたもの（様式自由）

レターパック用 宛名ラベル

切りとり線で切りとって、レターパックの宛名欄に貼付してください。

〒240-0197

神奈川県三浦郡葉山町上山口 1560-44

全国社会福祉協議会 中央福祉学院

社会福祉士通信課程 係 行

電話 046-858-1355

レターパックライト（370円）／青い専用封筒を
郵便局等で購入し、お送りください。

提出前のチェックリスト表

※本チェックリスト表を提出

封入する前に、次の提出書類がそろっているかどうかチェック (☑) し、確認してください。

短期養成コース						
ふりがな		+ 社会福祉主事修了 + 実務2年	福祉系大学(4年)卒業(実習免除)	福祉系大学(4年)卒業(要実習)	+ 福祉系短大(2~3年)卒業 + 実務経験	福祉事務所(行政)の 査察指導員等の実務経験
氏名						
日中連絡先	(平日9:30~17:30に連絡が取れる電話番号)					
	該当する要件にチェック☑をしてください。	(9号) <input type="checkbox"/>	(2号) <input type="checkbox"/>	(2号) <input type="checkbox"/>	(5,8号) <input type="checkbox"/>	(12号) <input type="checkbox"/>
①	入学申込フォーム	フォームに入力 <input type="checkbox"/>				
②	提出前のチェックリスト表(本紙)	あり <input type="checkbox"/>	あり <input type="checkbox"/>	あり <input type="checkbox"/>	あり <input type="checkbox"/>	あり <input type="checkbox"/>
③	〈中央福祉学院主事を修了した方〉 学籍番号 <input type="text"/> <input type="text"/> B <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 学籍番号不明の場合は記入不要です 中央福祉学院修了の場合は、修了証明書の提出は不要	○・昭和 ○・平成 ○・令和 <input type="text"/> 年度				
	〈中央福祉学院以外の養成機関を修了した方〉 社会福祉主事養成機関の修了証明書	あり <input type="checkbox"/>				
④	出身大学・短期大学の卒業(見込)証明書 (出身校で発行したもの)		あり <input type="checkbox"/>	あり <input type="checkbox"/>	あり <input type="checkbox"/>	
⑤	基礎科目履修証明書 (出身校で発行したもの)		あり <input type="checkbox"/>	あり <input type="checkbox"/>	あり <input type="checkbox"/>	
⑥	別紙1 実務経験申告書	あり <input type="checkbox"/>	あり <input type="checkbox"/>		あり <input type="checkbox"/>	あり <input type="checkbox"/>
⑦	別紙2 実務経験証明書(個票)	あり <input type="checkbox"/>	あり <input type="checkbox"/>		あり <input type="checkbox"/>	あり <input type="checkbox"/>
⑧	別紙2-2 (証明期間中非常勤であった場合) 非常勤就労時間証明書	あり <input type="checkbox"/>	あり <input type="checkbox"/>		あり <input type="checkbox"/>	あり <input type="checkbox"/>
⑨	別紙2-3 (証明期間中兼務職であった場合) 主たる業務:福祉に関する相談援助の業務証明	あり <input type="checkbox"/>	あり <input type="checkbox"/>		あり <input type="checkbox"/>	あり <input type="checkbox"/>
⑩	別紙3 所属長推薦状 ※推薦申込の場合に必要	あり <input type="checkbox"/>	あり <input type="checkbox"/>	あり <input type="checkbox"/>	あり <input type="checkbox"/>	あり <input type="checkbox"/>
⑪	入学選考料(5,100円)領収書送付様式 ※一般申込の場合に必要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑫	実習小論文(3,200~3,600字)			フォームに入力 <input type="checkbox"/>		

中央福祉学院記入欄

書類 小論 実習 総合

<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

24F2-

受付番号

<input type="text"/>
<input type="text"/>

神奈川県指定社会福祉士短期養成施設
専門実践教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座



ロフォス湘南

第11期

社会福祉士通信課程

短期養成コース

社会福祉法人
全国社会福祉協議会 中央福祉学院

〒240-0197 神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-44
TEL.046-858-1355 FAX.046-858-1356
E-mail : gakuin-shafukushi@shakyo.or.jp

<https://www.gakuin.gr.jp/>

